

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和4年9月15日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1号 令和3年度旭市一般会計決算の認定について
- 議案第 2号 令和3年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について
- 議案第 3号 令和3年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 4号 令和3年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 議案第 5号 令和3年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6号 令和3年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 7号 令和3年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 8号 令和3年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

出席委員（8名）

委員長	宮内保	副委員長	遠藤保明
委員	松木源太郎	委員	島田恒
委員	井田孝	委員	伊場哲也
委員	菅谷道晴	委員	常世田正樹

欠席委員（1名）

委員 片桐文夫

委員外出席者（3名）

議長	木内欽市	議員	崎山華英
議員	戸村ひとみ		

説明のため出席した者（48名）

副市長	飯島茂	秘書広報課長	椎名実
行政改革推進課長	榎澤茂	総務課長	小倉直志
企画政策課長	柴栄男	財政課長	山崎剛成
税務課長	向後秀敬	市民生活課長	向後利胤
環境課長	高根浩司	保険年金課長	高野久
健康づくり課長	齊藤孝一	社会福祉課長	椎名隆
子育て支援課長	多田英子	高齢者福祉課長	赤谷浩巳
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	池田勝紀
建設課長	浪川正彦	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤隆	消防長	伊東秀貴
教育総務課長	向後稔	学校教育指導室長	齊藤実
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	金杉高春
監査委員局長	杉本芳正	農業委員会事務局局長	戸葉正和
その他担当職員	22名		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二
副主幹	菅晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） それでは皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。私事なんですけれども、毎朝、新聞を見まして、まず、一番最初に見るのが新型コロナウイルス感染症の人数、特に旭市というところを見まして、昨日は59人でした。そして、今日は41人でした。まだまだ非常に大勢の方がコロナにかかっているようでありますので、どうか皆さんにおかれましては健康には十分注意されまして、コロナにかからないようにぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、令和3年度の決算審査特別委員会に当たりまして、委員の皆様におかれましては、慎重なる審査と、また、担当課長におかれましては、簡潔で明快なご答弁のほうをよろしくお願いしたいと思います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、崎山華英議員より、本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解のほどお願いいたします。

本日、木内議長に出席をいただいておりますので、木内議長にご挨拶をお願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

大変ご苦労さまでございます。委員の皆様、一般質問に続いて大変ご苦労さまでございます。

本決算委員会は、令和3年度の決算という大変重要な審査でございます。既にご存じではございましょうが、3年度予算が適正かつ効率的に行われたか、重点的に審査をしていただきます。皆さん方の審査結果が、来年度の予算に反映される大変重要な委員会でございます。

付託いたしました決算議案は8議案ですが、内容も多岐にわたり、審査も大変ではございますが、どうか十分なる審査をお願い申し上げます。

それでは宮内委員長、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長ほか担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（飯島 茂） それでは皆様、改めておはようございます。

冒頭、委員長のほうからコロナのお話がありました。今議会においても、議員方から一般質問があったところでございます。

私のほうからは、1点ちょっと補足、この場を借りてさせていただきたいと思っておりますのは、まず、旭市の感染者の率、これは県下の平均よりは下回っているよと、本日、担当のほうからもデータをもらいましたが、54市中いいほうから24番目、ほとんど真ん中でございますが、感染率は平均よりは低いということを、まず、ご理解を賜りたいんだと、これは担当課長のほうから常任委員会のほうでも報告するように伝えてあります。

それから職員、一生懸命頑張って、中央病院、医師会等の協力ももらって、ワクチン接種、旭市は集団の接種ということで行っておりますが、ワクチン接種の率でございますが、1回目から4回目、それから5歳から11歳の幼児につきましても、例えば1回目であれば県内で4位、2回目であれば6位、3回目であれば5位、4回目であれば4位、小児であれば2位、そのようなワクチン接種、相当県内では本当に上位、屈指の中でワクチン接種を行っているということは、議員の皆様方、ちょっと頭の中に入れておいていただければなと思っております。大変失礼しました。

では、本日は決算審査特別委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日、審査をお願いいたします議案は、令和3年度の一般会計、特別会計、企業会計の各決算の議決、認定についての8議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決、認定くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

ここで、飯島副市長は退席をいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 6分

再開 午前10時 6分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、戸村ひとみ議員より本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたします

ので、ご了解のほどお願いいたします。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月8日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和3年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、令和3年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、議案第3号、令和3年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第4号、令和3年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5号、令和3年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第6号、令和3年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第7号、令和3年度旭市公共下水道事業会計剰余金処分及び決算の認定について、議案第8号、令和3年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての8議案であります。

審査の日程ですが、本日と16日金曜日、20日来週の火曜日の3日間を予定しております。

各議案の審査方法ですが、議案第1号の一般会計については、初めに歳入全般について審査し、歳出については款ごとに財源である歳入と併せて審査を行います。

議案第2号から議案第8号までの特別会計と企業会計については、議案ごとに歳入歳出を併せて審査いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、会場の都合により、担当課の入替えを行いますので、併せてお願いいたします。

それでは、議案第1号の審査を行います。

議案第1号、一般会計決算の歳入について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については、着座で結構ですのでよろしくお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 議案第1号、令和3年度旭市一般会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

財政課からは、歳入について説明いたします。

歳入につきましては、本会議において補足説明を申し上げたところですので、それ以外の部分について説明いたします。

それでは、御手元にお配りしております令和3年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説

明資料をご覧いただきたいと思います。こちらの資料です。よろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

初めに、この資料について1点ご説明させていただきます。

令和3年度決算におきましては、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス対策事業として、国の事業や本市独自のものも含めまして、様々な事業を実施いたしましたので、この資料の一番後ろでございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業一覧として、A3の資料を追加してございます。

なお、ここに掲載されている事業のうち主なものは、この後、各課から説明がございましたので、この一覧につきましては、参考資料として後ほどご覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、今の資料ですが、資料の11ページをお願いいたします。

この表は、歳入歳出決算総括表であります。左の歳入の表を用いまして、その内容と性質を説明してまいります。

主なものについて説明いたします。

1款市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税などで構成されておりまして、歳入全体に占める決算額構成比は20.6%でございます。

少し飛びまして、7款に移ります。7款地方消費税交付金は、地方消費税のうち、市町村分相当額を人口及び従業者数で案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は4.3%です。

続いて、一つ飛びまして9款です。地方特例交付金は、税制改正等により地方の減収などが生じた場合に特例的に交付される交付金で、令和3年度は、個人住民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収分と、あと自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の軽減措置の減収分、それと新型コロナウイルス対策として実施した中小事業者等に対する固定資産税等の軽減措置の減収分に対する補填額が交付されておりまして、構成比は0.3%です。

続いて、10款地方交付税は、市町村間の財源の不均衡を調整し、全国どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国が市町村に交付するものです。このうち、普通交付税は標準的な行政経費に対する財源不足額に対し交付されるもので、また一方、特別交付税は、災害関係経費など特殊な事情を考慮して交付されるもので、この二つを合わせた構成比は25.1%です。

続いて、12款です。分担金及び負担金は、市が行う事業により、利益を得る人からその受

益に対する負担として徴収するもので、小・中学校の給食費などが該当し、構成比は0.6%です。

13款使用料及び手数料は、市の施設の利用や特定の事務により利益を受ける人からその受益に対する負担として徴収するもので、施設使用料や住民票の写しの交付手数料などが該当し、構成比は0.9%です。

14款国庫支出金は、国が一定の義務あるいは責任を持つ事業や事務について、その事業や事務を行う市に経費の一部を国が交付するもので、負担金、補助金、委託金などがありまして、構成比は16.1%です。

15款県支出金は、国庫支出金と同じように県が市に対して支出するもので、県自らの施策として単独で交付するものと、国庫支出金と合わせて交付するものがありまして、構成比は5.3%です。

また、二つ飛びまして18款繰入金は、特別会計または基金からの資金収入でありまして、構成比は8.2%です。

続いて、21款市債につきましては、主に学校や道路など公共施設の整備のための資金として、国や銀行から長期で借り入れる地方債であり、構成比は5.4%です。

続いて、次の12ページをお願いいたします。

歳入の状況になります。歳入全体を財源別で見ますと、左側のほう、令和3年度の下から5段目の決算額の計の欄をご覧ください。

歳入の合計は368億4,261万6,000円でございますが、その下でございますが、そのうち市税や地方交付税などの市が自由に使える財源であります一般財源については236億7,450万8,000円で、前年度と比較しますと、右側になりますが、差引増減の欄17億2,952万1,000円、6.8%の減となりました。

減の主な要因は、地方交付税のうち、広域ごみ処理施設整備に係る震災復興特別交付税の減などによるものでございます。

また一つ下の段になりますが、あらかじめ使い道が定められている特定財源につきましては131億6,810万8,000円で、前年度と比較しますと、こちらも右側になりますが、差引増減の欄で92億4,577万3,000円、41.3%の大幅な減となっております。

減の主な要因は、新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設整備など、大型事業に係る市債の減のほか、新型コロナウイルス対策として国から交付された特別定額給付金給付事業に係る補助金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減などによるものであります。

この資料での説明は以上となります。

続きまして、決算書のほうをご用意いただきたいと思います。

決算書の364ページをお願いしたいと思います。

364ページ、こちら令和3年度の旭市一般会計実質収支について説明いたします。

1の歳入総額は368億4,261万6,000円。2、歳出の総額は347億8,813万5,000円で、3、歳入歳出差引き額は20億5,448万1,000円となりました。4の翌年度へ繰り越すべき財源として、(2)の繰越明許費繰越額は3億8,425万3,000円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業やサッカー場整備事業など、18事業に係るものです。(3)の事故繰越し繰越額は3,388万5,000円で、道路新設改良事業など3事業に係るものです。繰り越すべき財源の合計が4億1,813万8,000円で、これを差し引いた5の実質収支額は16億3,634万3,000円となりました。

次に、主な歳入のうち、繰入金及び市債についてご説明いたします。お手数ですが、この決算書の44ページに戻っていただきますようお願いしたいと思います。

44ページの上のほうになります。

18款2項の基金繰入金について、順番に説明いたします。

1目財政調整基金繰入金は、右のページの備考欄になりますが4億5,977万1,000円で、新型コロナウイルス対策事業なども含め、一般財源の不足分に対して充当いたしました。

続いて、2目庁舎整備基金繰入金は、備考欄になります12億8,104万8,085円で、基金の廃止に伴い、一般財源に充当したものでございます。

3目災害復興基金繰入金は、備考欄で6億1,892万4,342円で、こちらは「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の津波分を国へ返還することに伴い、一般財源に充当いたしました。

4目地域振興基金繰入金は、備考欄、5億3,495万3,000円で、生涯活躍のまち形成事業のほか、定住促進奨励金交付事業などに充当いたしました。

続いて、5目ふるさと応援基金繰入金は、備考欄になります7,453万5,000円で、サッカー場整備事業や学校いきいきプラン事業などに充当いたしました。

続いて、48ページをお願いいたします。

21款の市債については、収入済額が右のページになりますが19億9,070万円となっております。このうち、令和3年度から適用となりました過疎対策事業債の対象となった事業は6事業で、金額の合計は1億6,090万円となります。過疎対策事業債の主なものは、1項1目総務債、備考欄3の公共交通運行事業債1,690万円や3目の土木債の備考欄4、南堀之内遊

正線整備事業債3,370万円となります。

なお、過疎対策事業債につきましては、元利償還金の70%が交付税で措置されるものであります。

次に、合併特例事業債の対象となった事業は7事業で、金額の合計は9億750万円となります。合併特例債の対象事業の主なものは、3目土木債の備考欄3、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業債3億6,320万円や、次の50ページをお願いいたします。5目教育債の3節保健体育債、備考欄2の社会体育施設整備事業債1億7,540万円は、サッカー場整備事業となります。

なお、合併特例事業債につきましては、元利償還金の70%が交付税で措置されるものであります。

6目臨時財政対策債につきましては、収入済額、こちら3億円となっております。

なお、発行可能額は10億208万6,000円でございます。臨時財政対策債につきましては、発行しなかった額も含めた元利償還金の100%が交付税措置されるものでございます。

以上で、財政課の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 税務課からは、令和3年度の決算につきまして補足説明を申し上げます。

資料としまして、お配りしております令和3年度決算補足資料（市税の収納状況等）をご覧ください。

資料右上に、議案第1号、税務課となっているものでございます。

1ページをお開きください。

初めに、市税の収納状況についてご説明いたします。

この表は、国民健康保険税を除く市税全体を前年度と比較したものです。区分欄Aの令和3年度調定額の合計は80億48万9,644円で、対前年2億3,210万2,387円の減となりました。Bの収入済額合計は76億546万9,221円で、対前年1億6,428万7,740円の減となりました。Cの不納欠損額合計は2,429万451円で、対前年3,440万1,170円の減となりました。

一つ飛ばしまして、収入未済額合計ですが、これは滞納繰越額で3億7,183万6,787円となり、前年度より3,321万1,704円の縮減となりました。

その下の収納率ですが、令和3年度の現年分が98.62%で0.3ポイントの増、滞納繰越分が27.57%で2.29ポイントの増となり、現年・滞納繰越しの合計は95.05%で、前年度より0.68

ポイント増となりました。

続いて、2ページをお願いします。

この表は、市税を税目別に前年度と比較したもので、説明は、主な税目について、一番右側の収入済増減のみを申し上げます。

初めに、市民税の個人分については、対前年3,768万2,030円の減となりました。その下の法人分については、対前年6,070万200円の減となりました。市民税の減の主な理由は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う現年分の減によるものです。

次に、固定資産税ですが、対前年9,339万2,898円の減となりました。

次に、下から二つ目になりますが、都市計画税は対前年778万752円の減となりました。固定資産税、都市計画税の減の主な理由は、3年に一度の評価替え及び新型コロナウイルス感染症関連の固定資産税の減免によるものです。

以上で、市税合計では、対前年1億6,428万7,740円の減となりました。

続いて、3ページをお願いします。

この表は、税目別に収納率を前年度と比較したものになります。ほとんどの税目で前年度を上回っております。

次に、4ページをお願いします。

上段の表（1）は、国民健康保険税を除いた過去5年間の市税全体の収納率になります。令和3年度の市税合計の収納率は95.05%で、平成29年度と比較しますと4.58ポイントの増となっており、毎年少しずつ伸びてきております。

下段の表（2）は、過去5年間の収入未済額の推移です。令和3年度の現年分滞納繰越分の合計は3億7,183万6,787円で、平成29年度と比較しますと2億5,673万6,139円、滞納額を縮減することができました。

次に、5ページをお願いします。

このページの表は、差押え処分等を前年度と比較したもので、国民健康保険税を含めた市税全体の件数及び金額となっております。

上の表（1）は、預貯金や給与等の差押え件数を種別ごとにまとめたもので、令和3年度の合計は525件で、差押えによる充当額は8,877万3,424円となりました。

一番下の表（3）は、預貯金や給与等の財産調査件数で、令和3年度は3,040件の財産調査を行いました。

次に、6ページをお願いします。

この表は、本年5月末時点の令和3年度の現年分の収納額について、国民健康保険税を含めた税目ごとの収納区分別の内訳になります。一番下の合計で、口座振替による納付が最も多く、納付額で26億8,887万5,430円、構成比で44.1%となっています。

以上のとおり、令和3年度の市税の収納状況を説明いたしましたが、今後も法にのっとった適正な滞納整理に当たり、税の公平性の観点から、収納率の向上に努めてまいります。

以上で、議案第1号、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、一般会計決算の歳入について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

島田恒委員。

○委員（島田 恒） 市税の収納に関して、相当収納率もいいし、成果が上がっているというのでしょうか、そういうあれなんですけれども、5ページの市税の収納なんかで、例えば年金なんかを差し押さえるというようなことについては、一定の差し押さえられる部分とそうじゃない部分ってあると思うんですけれども、そういうのにももちろん配慮されているんでしょうね。

それと、こういう財産がある場合の差押えというのは比較的それほど難しくないと思うんですけれども、見るべき資産がない人の差押えができない場合に、そういう滞納管理というのはすごく難しいと思うんですけれども、例えば具体的には時効の管理をどうするんだとかというのが、その辺のことについて、ちょっと簡単で結構ですので教えていただきたいと思っています。

○委員長（宮内 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 年金等につきましては、当然本人の年金額も決まっておりますので、その辺につきましては面談等をしながら、場合によっては国税徴収法にのっとって行うという場合もございます。あくまでも年金収入しかない場合の方もいらっしゃいますので、その辺は十分協議をしながら、あとは対面で相談を受けながら対応しております。

それと財産がない方につきましては、執行停止等の処分になってきますので、そこは法にのっとって対処をさせていただいていると。

また、そういう難しい案件につきましては、課内で協議しながら進めているような状況でございます。

以上です。

○委員（島田 恒） こういう滞納額を要するに解消するというのはすごく難しくて、資産がない場合のことについては、担当の負担というのは物すごく大きいと思うんですよね。ぜひそういう過度に負担のかからないような形での対応というんですか、ぜひお願いしたいと思います。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 説明資料の11ページでございます。

教えてください。9款地方特例交付金、これについてなんですけれども、10番の地方交付税については、国から支給されるものであるというご説明がございましたけれども、9番の地方特例交付金、これについても国ですか、それとも県から交付されるものなんですか。質問です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 地方特例交付金につきましては、国からの交付になります。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） ありがとうございます。

引き続き、2点目、お願いいたします。

決算書の364ページでございます。

翌年度へ繰り越すべき財源の（3）でございますけれども、事故繰越し繰越額という区分で記載された文言があるんですけれども、この事故という文言の意味について教えていただけますか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 事故につきましては、こちらはいわゆる業者のほうの都合とかじゃなくて天災とか気候、天気の状態が悪かったり、あとはどうしても工事をする際にそこをもう一度見直さなきゃならないとか、どうしようもなくというか、主に雨で工事が延びたとか、そういう外的な要因による繰越しになります。

○委員（伊場哲也） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんでしょうか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 2点お伺いします。

諸収入が微増ながら増えているんですけども、こちらのほうは自主財源の確保をするために何か努力したとか、そういうことはあるのでしょうか、教えてください。

それと、事故繰越額のほうに清滝トンネルの漏水が全然止まらないということがお聞きしたんですけども、その額も入っていますでしょうか、2点お尋ねします。

○委員長（宮内 保） 委員の皆さんにお願いいたします。質問に入るときは、資料のページ数が分かればページ数のほうを言って、質問に入ってください。よろしくお願いいたします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 諸収入のほうで、令和3年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料の12ページになりますか、歳入の状況で、令和2年度と令和3年度の諸収入を比較したときに微増で増えているんですけどもということで大丈夫ですか。

事故繰越のほうで、決算書の364ページ、伊場委員が先ほど言ったページですか、事故繰越し繰越額になります。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課のほうよりお答えします。

まず、諸収入の増ということですが、こちらは特に努力ということではなく、主なものを申し上げますと、スポーツ振興くじの助成金というのがありまして、そちらが例年より4,000万円ほど多かったとか、あともう一つの例を挙げますと、東総広域市町村圏事務組合、こちらからの負担金の精算等により、返還金が3,660万円ぐらい、こちらが特別ちょっと多かったというところでした。

あと清滝トンネルの件でございますよね。清滝トンネルは、あちらは千葉県の事業のほうになりますので、市のほうの繰越事業のほうには入っておりません。どうも失礼しました。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありますか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 税務課長にちょっと聞いておきたいんですけども、差押えの問題です。特別会計のほうに絡むもので差押えとなると、いわゆる市税と国保税とは両方税金ということで一緒に処理しなきゃならない、大変いろいろご苦労をかけているんですけども、特に市税の滞納や国保税の滞納、特に国保税の滞納のときに、これはまた会計のところでも

聞きますけれども、保険証の交付の問題と絡んでくるという、大変住民にとっては税金を払っていないんだからしょうがないなって諦める人もいるけれども、いや、今、病気にかかっているから大変だと、そういうことでもって困る人もいるといういろいろな問題を抱えているんですけれども、滞納処理の問題について、そこら辺のところはどういうような判断で保険証を停止したりする、また特別会計のときも聞きますけれども、そういうようなことについて、今、どんな判断をしていらっしゃるか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 税金を納められない方は、いろいろな理由によりいらっしゃいます。

その中で、督促状やら催告書やらをお送りしているんですけれども、納められない方は、いずれにしても税務課の窓口にご相談に来てくださいと。その中で、今、納められない状況を聞きながら、保険証がどうしても必要な場合、また保険年金課等と相談しながら、どういう形で幾らか納めていただいて保険証を交付するのかというのは、また保険年金課の判断になると思うんですけれども、そのおのこの状況を確認して保険税のほうに充当するのか、ほかの市税のほうに充当するのかというのを相談して、いずれにしても同じ税ですので、税務課としては納めていただきたいというのが大前提ですので、そういうことで対応している状況です。

以上です。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そこら辺はよく分かるんですけれども、やはり税の滞納と、それから保険証とはかなり連動させてはまずいと思うんですよね。そこら辺のところは難しい問題なんですけれども、そういうような場合にその方の生活状態を見るでしょうし、それからいろいろな周りのことを調べた上でもって判断していると思うんですけれども、そこら辺のところが大変難しい問題で、私も取り扱ったことがあるんですけれども、難しいんですね。滞納処理をするために資産を調べて、それから預金を調べて、それで相談に来てもらってご相談するというのは分かるんですけれども、それにしてもかなりやっぱり住民にとっては、滞納していたときに旭市は厳しいなという声が出るくらいなんですよ。

収納の改善というのは行政上は必要なんだけど、そのところの配慮がちょっとこれからもっと重要になってくるんじゃないかなと私は思いますので、また国保のときにお聞きいたします。

以上です。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 税ですので、やはり公平さというのはある程度は保たないとならないのかなというところで、あるときには厳しくなる場合もあるとは思いますが、その辺はほかの納税される方のご理解もいただかなくちゃならない場合もありますので、そのことは仕方ないのかなという部分はあります。

ただし、あくまでも税法に沿って対応しているということは、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 税務課長にお聞きいたします。

今の松木委員の質問と若干ダブるかもしれませんが、先ほど決算補足資料のご説明がございました3ページです。収納率の前年度対比に関するところですが、前年度比較、一番右側をずっとこう見ますと、三角がついているのは1個ですか。軽自動車税、前年度と比較して0.96%、収納率の減というところなんですけれども。まず、この軽自動車税、ほかにも区分として関係するのですけれども、滞繰と書いてあるのは、これは何か短くした言葉ですが、滞納繰越し何とかですか。この文言、ちょっと説明、まずは。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 滞繰、これは滞納繰越しということで、今までの納められなかった税というものの本年度の収納率ということになります。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） ありがとうございます。引き続いてお願いします。

仕事の上では、普通通常、使われている言葉かもしれませんが、一般ピープルは滞繰と言っても分からないですね。ですけれども、説明があればそういうことかということでご理解させていただきましたけれども、税金を納めるというのは、基本的に国民の3大義務の一つですよ。ですから、本来であるならば税金を納めなきゃいけないというふう思うわけですが、現実、数字等を見させていただいたときに、一般質問ではなかった、あ

れは全体の説明でしたか、不納欠損額、これも2,500万円近くあったと、そういう中でびっくりした中の一つとして、今回、軽自動車税の滞納繰越金が、先ほど収納率は年度年度改善していると。しかしながら、この軽自動車税についてのみ前年度対比較でマイナスになっていますけれども、この要因というのはどういうことが考えられるのか教えていただけますでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 軽自動車税の前年度の比較のマイナスでございますけれども、何か特別な社会的な要因があったわけではございませんが、軽自動車税につきましては、未納がありますと車検用の納税証明書が発行されません。したがって、車検時には自主納付が見込めるため、差押えの充当などにつきましては、他の税目を優先的に充当した結果がこういう結果で出てしまったということでございます。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） そうしますと、今の件ですけれども、車検を取れなかったであろうというふうに判断できるということですかね、推測になりますけれども。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 取れなかったというよりも、車検の年ではなかったのかなという判断をしています。

○委員（伊場哲也） 分かりました。詳しい委員もおりますので、後で質問しておきたいと思っています。ありがとうございました。結構です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、一般会計決算の歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出の審査に入ります。

2款総務費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） ただいま委員長からは、2款総務費についての説明ということでございましたが、私からは、人件費、これは1款から10款にまたがりますので、人件費の決算

全体について説明をいたします。

御手元に配付してあります令和３年度一般会計人件費決算についてをご覧ください。

この資料は、右上に議案第１号総務課と表示してあるＡ４サイズ２ページの資料になります。

この資料につきましては、一般会計決算書の各款に計上しております２節の給料、３節の職員手当等、４節の共済費のそれぞれを集計したもので、令和３年度と令和２年度を比較しております。

それではまず、一番上の２節給料ですけれども、令和３年度は２３億７１８万５,８４３円、令和２年度と比較しまして３,９６４万３５６円の減となりました。

次に、３節職員手当等は、令和３年度が１２億９,３５３万８,１４２円、令和２年度と比較して２,４０６万６,６３６円の増となりました。

職員手当のうち、特に増減の大きなものについて説明します。

まず、（ウ）の通勤手当ですが、約３１７万円の減額となっております。この要因は、人事異動や住所変更に伴い、全体的に職員の通勤距離が減少したことによるものです。

次に、（エ）の時間外勤務手当ですが、約６,９２６万円の増額となっております。これは、新型コロナウイルス感染症に伴うワクチン接種事業や臨時特別給付金等の支給、令和３年度は選挙が重なったこともございます。また、旅券事務の権限移譲あるいはマイナンバーカードの交付、小・中学校におけるタブレット端末の導入準備などにより、業務が増加し、全体的に時間外勤務が増えたことによるものです。

続いて、（オ）の管理職手当は約２３８万円の減額となっておりますが、管理職の職員数が減少したことによるものです。

次に、（カ）の期末手当は約３,８２５万円の減額となっております。これは、人事院勧告等により、期末手当の支給月数が２.５５月分から２.４月分となり、０.１５月分の減となったことによるものです。

次に、（キ）の勤勉手当は約３６６万円の減額となっておりますが、主な要因は、職員数の減によるものです。

次に、（コ）の休日勤務手当です。約１１６万円増額の要因は、新型コロナのワクチン接種事業を祝日に実施したことで、休日勤務が増えたことによるものです。

続いて、表の下から３行目の４節共済費です。令和３年度は７億１,９５６万２１７円、令和２年度と比較して１８９万９,４６４円の減となりました。合計では、令和３年度が４３億２,０２８万４,２０２円、

令和2年度と比較して1,747万3,184円の減となりました。この主な要因ですが、新型コロナウイルスのワクチン接種事業などにより時間外勤務手当は増となっておりますが、職員数が前年度と比較して14名の減となったことで、合計としては減額になったことによるものです。

なお、2枚目の資料は、特別会計と企業会計を含めた全ての人件費の決算でありまして、参考に後でご覧いただきたいと思います。

以上、人件費の決算についての説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは企画政策課からは、御手元、歳入歳出決算に関する説明資料を使って説明させていただきます。

それでは、説明資料の23ページをお願いいたします。

「がんばろう！旭」復興支援事業になります。決算書は77ページになります。

決算額ですが664万4,000円で、財源は全額千葉県から交付された「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金を原資とした旭市災害復興基金を充てております。

事業内容は、各種団体が行った復興事業に対する補助金で、内訳は中段の表に記載のとおりです。このうち、旭市七夕市民まつりと旭市いいおかYOU・遊フェスティバルについては、新型コロナウイルス感染症の影響でイベント自体は中止となりましたが、次年度以降の開催に向けたPRを強化するため、各実行委員会が行ったホームページのリニューアルなどに対し、補助金を交付しています。

事業効果につきましては、コロナ禍ではありましたが、工夫しながらできる限りの事業を実施したことで、復興旭を広く発信することができました。

なお、本事業は、令和3年度をもって終了となります。

続きまして、24ページをお願いします。

ふるさと応援寄附推進事業です。決算書は77ページになります。

決算額は4,363万3,000円、財源は全額一般財源です。事業内容の主なものは、委託料となります。委託料の内容は、専用ホームページの作成から寄附の受付と収納、返礼品の発送など、業務を一括で委託しております。

寄附受納額は、個人と団体を合わせて1億561万9,596円で、このうち市外の個人寄附4,564件に対し、返礼品を贈呈しました。また、寄附金全額をふるさと応援基金に積立てております。

事業効果として、市内でのアクティビティなどの体験型の返礼品の提供により、品物を通

じた交流だけでなく、関係人口の拡大が図られました。

続きまして、25ページをお願いします。

生涯活躍のまち形成事業です。決算書では79ページから81ページになります。

決算額は10億6,564万円で、うち繰越分が5億円です。財源内訳の国庫支出金610万円は、地方創生推進交付金、その他は地域振興基金からの繰入金で9億7,368万2,000円、うち繰越分が5億円、一般財源は8,585万8,000円となっております。

事業内容のうち、委託料は、多世代交流施設指定管理料が8,074万7,267円で、おひさまテラスの供用開始前に必要となる什器や備品などの購入や、運営コンサルに係る費用、ホームページやリーフレット作成など、情報発信に係る費用です。

また、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料は1,047万2,000円で、移住セミナーの開催支援や官民連携・事業推進支援など、本事業を推進していくためのコンサル委託料です。

負担金補助及び交付金は、主にイオンタウン株式会社が実施したおひさまテラスの内装整備に対する負担金などです。

また、令和2年度繰越明許分については、生涯活躍のまち形成事業費補助金で、事業者グループが実施した生涯活躍のまち事業地の造成及び周辺インフラ整備に対する補助金です。

事業効果につきましては、これらの取組により、生涯活躍のまち・みらいあさひのまちびらきや多世代交流施設おひさまテラスの開業に向けた準備を、滞りなく進めることができました。

続きまして、26ページをお願いいたします。

定住促進奨励金交付事業です。決算書は87ページになります。

決算額は4,130万円で、財源は、過疎対策事業債から170万円、地域振興基金から3,960万円を充当しております。奨励金交付件数は58件で、内訳は新築住宅が50件、中古住宅が8件です。

事業効果につきましては、ふるさと回帰支援センターでの周知等により、交付対象世帯が令和2年度と比較して11件増加し、58世帯、153人となりました。

続いて、27ページをお願いいたします。

デマンド交通運行事業になります。決算書は89ページです。

決算額は1,725万7,000円です。財源内訳については、地方債360万円は過疎対策事業債で、一般財源は1,365万7,000円です。デマンド交通は、地域を3区域に分け、市内タクシー業者3社に運行を委託しております。運行実績については上の表に記載のとおりで、令和3年度

は合計で5,373人の方にご利用いただいております、前年度比では31.3%の利用増となっております。

二つ目の表、事業内容の主なものとして、1項目めから3項目めまでは、配車予約センターの会計年度任用職員関連経費で、合計592万6,850円、その下の委託料はタクシー事業者に支払う運行委託料です。事業効果については、バスでカバーできなかった市内に点在する交通空白地域の解消が図られており、今後も利用促進に取り組んでまいります。

企画政策課からは、以上になります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案の審査は途中ですが、ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時20分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

それでは、2款総務費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） まず初めに、いっぱいあるんですけども、2点だけ、ちょっと聞きたいことがあって、歳入と歳出に2つとも関わることなので、まず歳入のほうで、いわゆる基金から繰り入れたお金、繰入金がかなり残っていて、それをどういうふうにするかということについてのことなんですけれども、これを結局、財調なんかを取り崩したら元の財調に戻すんじゃなくて、今回はほかの基金に持っていこうという決算になっておりますけれども、こういうやり方というのはちょっとまずいんじゃないかなと思うんですけども、それについて担当課のほうにお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、これも歳入と歳出に関わるんですけども、中央病院の市町村職員共済組合負担金を中央病院から頂いて、それを歳出の69ページ、一部事務組合負担金ということで同じ金額6億4,276万8,696円を市町村組合に出しているわけです。これは、はっきり言ったらば、市営の中央病院が地方独立行政法人になった28年度からやっていることだと

思うんですけれども、これは結局、地方独立行政法人になっても地方公務員の資格はそのままにしてあるという、とても私には考えられないようなことになっているんです。これをいつまで続けるのか、解決策がないのか。

このことについて、この2点について、まず歳入歳出が絡んだ問題ですので、お聞きいたします。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、基金のほうの関係で、基金のほう、執行残というか、充当残について、会計の中で残ったものについては、元の基金に戻さないで、今回でいえば減債基金のほうに積み立てるというふうな方法を取らせていただきました。

まず、減債基金のほうの話をさせていただきますと、毎年度の決算剰余金の2分の1を下らない額につきましては、地方財政法のほうで積立てまたは地方債の繰上償還の財源に充てなければならないということでございまして、一般財源として基金の繰入れも、決算ではその残は一般財源になりますが、その分をまとめて今回は地方債の償還のための財源ということで減債基金のほうに積み立てた次第でございます。

また、別に基金のほうで違う基金に、基金の繰入れで別の基金に繰り入れたという処理につきましては、庁舎整備基金が廃止になった関係で、そちらの庁舎整備基金廃止の金額を全部一般財源として会計のほうに繰り入れまして、それを公共施設等整備基金のほうに、それぞれ将来のための準備として公共施設等整備基金のほうに積み立てたものも今回はございます。

基金のほうは以上です。

○委員長（宮内 保） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） 私からは、中央病院の共済費の問題についてお答えいたします。

こちら共済費につきましては、まず地方公務員の身分を有しているんじゃないかということですが、決してそのようなことはございませんで、独立行政法人の職員ということで非公務員型ということでございますので、公務員としての身分は持ち合わせておりません。

共済費の支払いにつきましては、地方独立行政法人は共済の組合員として残れる。それで、支払いの仕方については、今やっているようなことが共済組合法で決まっている法律に従ってやっておりますので、いつまで続くかということではなくて、これはいつまでも続くということになります。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） まず、最初の財調の問題ですけれども、この決算を見てみると、庁舎を建て替えるのに、財政調整基金から繰り入れた部分について4億5,900万円繰り入れている。ですから、これがかなり残っているわけです。これを結局、財調に入れないということは、財調の全体、今、100億円をちょっと欠けるぐらいですね、財政調整基金が。それをあまり増やしたくないという予算上の措置をしたんじゃないかと私は考えちゃうわけです。ここら辺のところについては、そうではないということを示していただきたいと思います。

それから、地方独立行政法人のことについては、例えば国の病院機構なんかも国家公務員の共済に入ったままなんですか。そのことをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政調整基金の繰入金4億5,900万円の関係でございますが、こちらは、要は3年度決算において財源不足額ということで一般財源として充当したものでございますので、こちらはそのまま全部事業に入っております。事業の中で執行残とかがあれば、それは決算剰余金ということで幾らかは残りますけれども、ですから、全部が全部使い切っているということで決算上は処理しております。

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成） 財政調整基金の4億5,900万円につきましては、こちらは財源の不足分に充当しておりますので、こちらは残ってはいません。

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成） はい。残っておりません。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 3億5,400万円に対して、さらに補正でもって1億円補正を組んで、そうしたら全部が繰り入れられて、それが全部使われているということですね。

○財政課長（山崎剛成） 結果的に、決算上は財調の充当した金額が4億5,900万円ほどということで、予算上とはちょっと数字が予算と決算で、実際、予算ではなくて、お金を使った分というのが決算上の金額ですので、決算上の金額でご理解いただきたいと思いますけれども。

○委員長（宮内 保） 財政課長、答弁をするときは挙手をお願いします。

○財政課長（山崎剛成） すみません。

○委員長（宮内 保） いいです。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 国の独立行政法人の関係ですけれども、そのまま国家公務員の共済組合に残っているのかどうかということですが、はっきりと申し上げることはできませんが、恐らく国の共済組合は省庁別だったと思います。例えば国立大学なんかについては、国立大学の共済組合というようなものが以前あったと思いますので……

（発言する人あり）

○総務課長（小倉直志） 病院に関しましても、国立病院に限った共済組合というのがあったのではないかと思います。ですから、それはそのまま共済組合として、名称は変わったかもしれませんが、使っているのではないかと思います。すみません。ちょっと国の独立行政法人のほうはあまり詳しくない。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） では、山武と、それから東千葉の独立行政法人はどうなっていますか。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 山武につきましては、移行型の地方独立行政法人ですので、私どもの旭中央病院と同じく、同じような形で行っているはずです。

東千葉につきましては、あれは新規の独立行政法人ですので、こういった形で共済組合をやっているかというのはちょっと、すみません。存じ上げないところです。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、総務費の中の決算書63ページ、庁舎管理費なんですけれども、細かい話で申し訳ないんですが、これは新庁舎の管理費ということで、去年オープンしたのに、この中の樹木剪定委託料ですか、これが1年目にかかるのかということと、造園業の場合、請負契約の中で枯れ補償が入っていれば、その中でやる問題ではないのかと思うんですが、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

あと、もう一点なんですが、決算書105ページ、昨年は4回選挙があったんですが、1回当たりのポスター掲示場設置撤去委託料167万2,000円が市長選挙と衆議院選挙と市会議員の補欠選挙、3回同じ金額なんです、これは随意契約ということで、同じ業者で同じ金額ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 決算書63ページ、庁舎管理費でございます。

こちらのほうは、昨年4月に引っ越しをしてきましたので、旧庁舎1か月分と、それから新庁舎の分と合わせた決算の数字となっております。

それから、もう一点、樹木剪定の委託料というところなんですけど、こちらは庁舎の樹木等の管理の問題なんですけれども、やはり植えて、当然、草等、それから樹木も伸びますので、業者さんのほうに年間に1回、2回という形で剪定のほうをお願いしております。もちろん、枯れた場合の補償というのもあると思いますので、そちらのほうについても、植えたばかりの場合で、もしそういう不具合等があれば、それは補償の範囲内で対応していただいている状況でございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） 選挙のポスター掲示場の関係ですけれども、これは4選挙とも随契で同業者が落としております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） では、選挙のほうで再質問させていただきます。

年末の市議会選挙、金額が267万5,200円ということで、これは掲示板の大きさが大きいということで分かるんですけれども、8月に行われた市長選と市議会議員補欠選挙は同じ業者が同じ場所に張るんですけれども、別々の契約だと167万2,000円、合わせて334万円になるんですけれども、市議会議員選挙よりは小さいと思うんですよ。市長選挙と補欠選挙を別々に契約しないで一本契約でやれば、市議会議員選挙の二百六十何万円というふうな考えはなかったんでしょうか。細かい話ですけれども、お願いします。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

このページのポスター掲示場設置撤去委託料ということになりますが、これにつきましては、掲示板そのものの金額ではなくて、設置と撤去につきまして、いずれの選挙においても設置場所の数というのは同一です。それにおいて、地元業者を使っております。例年、選挙

がありますと設置場所も熟知しているということで、はっきり言うと単価契約のような形になっているというように形でご理解いただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） 今、同じ場所で同じ業者というのは分かるんですけども、ただ、その同じ場所に2つのものを貼るなら、市議員の大きなものを貼るのと金額が同じでできるんじゃないかという交渉はできなかったのかという話なんですけれども。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それにつきましては、看板が大きくなりますと、埋設すべきくいの数ですとか、そういったもの、例えば2本足であれば2本でいいんですが、これが4本足、5本足となっていくますと、それだけ控えを取らなきゃいけないとか、そういったことになりますので、作業量の増加ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 令和3年度一般会計人件費決算についての資料の夜間勤務手当が減少しているんですけども、減少の理由と、あと夜間勤務というのはどういった業務内容を行っているのか教えてください。

それと、一般会計歳入歳出決算に関する説明資料の27ページ、デマンド交通運行事業についてお聞きします。

事業内容について、宣伝広告とか、周知させるための資料作成費とかがないんですけども、実際、匝瑳市と旭市の境の干潟学区のほうでは、バスが来なくなってしまって困っているという年寄りの方が大変いまして、デマンド交通がありますと説明したら、デマンド交通って何だやと、ほぼ知らない状況なんですけれども、もっと周知努力をするための事業内容として事業費を設置しなくていいのか、考えをお聞かせください。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

夜間勤務手当増減で減になっているんですけども、まず夜間勤務手当というのは、その名のとおり夜間に勤務した職員、主に消防署ですとか、そういったことになるかと思います。その中で、いわゆるクリーンセンター、ごみ焼却場が銚子へ移転して組合になりましたので、

クリーンセンターの職員が広域のほうに行ったということで、クリーンセンターで行っていましたが業務員の手当が減ったということになります。

○委員長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） デマンド交通の周知ということでした。

デマンド交通につきましては、広報でもお知らせしておりますけれども、市のほうでは総合公共交通マップ、コミュニティバスであったり、デマンド交通であったり、路線バス、電車、市内の公共交通機関を網羅した冊子を作っております。こちらは全戸配布しておりますので、そちらを見ていただければと思います。マップにつきましては、基本、時刻表なり変わったりしますので、毎年作成しております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） ありがとうございます。

すみません。人件費のほうの質問をちょっと間違えまして、追加でお願いしたいんですが、休日勤務手当でありますけれども、先ほどの市税の収納状況等の資料のほうで、一番後ろの6ページですかね、防災無線でもやっておりますけれども、夜間・休日の納付窓口を設けてありますという、その構成比が0.1、0.2、0.1と、どの税に関しても低いんですが、果たして休日窓口を設けるメリットとございますか。そこに対する人件費を考えたときの費用対効果を思うと、コンビニ振込の振込納付書で解決されちゃうんじゃないか。コンビニは24時間開いていますので、そこら辺についてどうお考えか教えてください。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） まず、人件費のほうからお答えいたします。

休日や夜間の窓口の設置につきましては、まず休日の場合には、基本的に代休で対応しております。夜間の場合には時差出勤等で対応しておりますので、人件費としては特にかかっているわけではないということになります。

○委員長（宮内 保） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 税の資料の6ページの関係でございます。

委員おっしゃるように、平成23年度より、市税の納付につきましては、法人住民税等の一部の税目を除きまして、コンビニ納付等の対応をしております。全国的にコンビニエンスストアがありますので、納付が可能となっている状況です。また、令和4年度からはスマホア

プリによる電子マネーの納付にも対応できるようにしております。

こうした納付機会の拡大によりまして、夜間・休日納付窓口の利用者は年々減少しておりますけれども、平成30年度には夜間窓口を月2回から1回へ減らしております。休日窓口は終日開設から半日開設にしています。令和4年度からは、休日窓口は原則、国保の保険証の更新時のみ開設として行っておりまして、現在、夜間・休日納付窓口は、納付の場よりも納税相談の場として行っているような状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

菅谷委員。

○委員（菅谷道晴） 私のほうからは1点、常世田委員の件に関してなんでございますが、今、コンビニ納付というスタイルをどんどん市としてはお勧めしているという流れで、コンビニ支払いした場合に、例えば市税、固定資産税、軽自動車税などなんですが、コンビニに対しての手数料というのは発生しているのか、ちょっと教えていただければありがたいです。

○委員長（宮内 保） 菅谷委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 手数料は、ちょっと金額はあれですけども、発生しております。あくまでも、それはうちのほうで指定された金融機関への支払いができない場合の、いろいろな年齢層の方がいらっしゃいますので、コンビニへ行く機会が多いのかなと。そのついでにでもできる体制というか、収納率の向上ということで、納付の機会ということで、納付の場所を増やして対応しているところです。

金額につきましては、おのおの手数料が違いますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。すみません。

○委員長（宮内 保） いいですか。

○委員（菅谷道晴） よろしくをお願いします。

○委員長（宮内 保） では、後でお願いします。

そのほかに質疑はありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） では、歳出関係でもって何点か、総務関係のお話で聞きたいことがあるんですけども、まず私が本会議でもって決算で質疑した説明書の25ページ、決算書では79から81ページまでの生涯活躍のまち形成事業のことであります。

どうしても私は本会議の中でも解明できなくて、最後に担当課長が、5億円の補助金につ

いては、そういう補助金の条例があるということをおっしゃったので、それはどういう条例かお聞かせいただきたいと思います。

この事業は平成30年に始まって、令和3年の事業が終わって、その間に繰越明許でもって5億円の予算が議会にはかれて、オーケーをもらって、それがまた繰越明許、繰越明許でもって令和3年まで来て、それでもってやっと執行されたものです。

令和元年11月18日に第4回旭市生涯活躍のまち推進協議会が商工会館の3階の大研修室で開かれました。そこでもって、会長である前市長がこういうことを言っています。市としては議会でも承認してもらったが、事業者が行うインフラ整備に関する補助金として5億円の補助金を設けているというふうに言っております。ですから、条例でもって、こういう事業には補助金を出すという条例があるんだと思うんですけども、それはどういう条例だか、今日お示しいただきたいと思います。

次は、議案の説明資料の26ページの定住促進奨励金交付事業であります。

この事業は、中古住宅や新築住宅を購入した人に補助金を出すものでありますけれども、大変高額な金額の補助金が出ています。これは、どういう形でもって転入した方たちに補助金を出しているのか、簡単でいいですから、ご説明いただきたいと思います。

それから、その次の27ページ本文、決算書では89ページ、先ほどお話があったデマンド交通事業です。

これは私が一般質問でもしたんですけども、令和3年は今までの形のものですが、これをもう少し変えてくれという話をして、今、令和4年度中に何とかもっと乗りやすいものになりたいということでもって変えようとしておりますけれども、その内容をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、順番にお答えいたします。

まず、生涯活躍のまちの関係でございます。

補助金の根拠となる条例はということでしたけれども、まず条例ではありませんで、市では、補助金の基となる考え方として、旭市補助金等交付規則というものを定めております。その中に示されていない、もっと細かなものにつきましては、今回、旭市生涯活躍のまち形成事業費補助金交付要綱を定めており、こちらで細かなものを補足している形になっており

ます。

繰越しにつきましては、令和2年度に予算化をして、事業が完了できなかったことから、令和3年度に繰越したという形になっております。

(発言する人あり)

○企画政策課長(柴 栄男) すみません。回答を続けてまいります。

26ページ、定住促進、こういった形で補助金を出しているのかということですが、こちらは、今のやつですと、市外に住んでいる方が旭市に転居する場合に、申請書を上げていただいております。その申請書に基づいて、基本額がありまして、それに加算がつくのかということで額を決めている形になっていきますので、補助金を申請していただく、市で交付決定をして確定をするという流れになっております。

27ページ、デマンド交通になります。利用方法というか、運用を変えてもらえないかというふうなお話でございました。

こちらにつきましては、来年度、地域公共交通計画というのを策定するのですが、今年はその準備をやっております。今年、その計画を策定するに当たって、まずデマンド交通を利用されている方のアンケートを取ります。アンケート、利用者からの意見を踏まえて、それを基に、事業者であるタクシー業者と、いろいろな運行が可能なかどうかというのを協議して進めていく予定でおります。

以上です。

○委員長(宮内 保) 松木委員。

○委員(松木源太郎) それでは、生涯活躍のまち形成事業で、交付要綱があるから5億円を支払うと言うんですけれども、5億円の根拠は何かというふうに聞いたら、イオンタウンのある3.5ヘクタールの水道、道路、それから造成、下水に5億4,700万円だかかかると。それで5億円に上を切ってやるということなんですけれども、5億円という金額が市の条例上でもってきちんと決まっていたのかどうかというのを私は聞いているんですよ。

そういう要綱があつて、誰が決めたのか。市長の判断で市長が決めたとしたら、これは市長独断のものですから、そういうものを法的に、つまり地方自治体の補助金として金額を決めるということをしたら、これは違法行為ですよ。こういう事業でこういうやつには5億円を支払うということをどこかにちゃんと書いてなければ、私は監査請求したいと思っています。なぜ5億円にこんなにこだわるかというと、おひさまテラスがつくられるイオンタウン、あそこのことを調べていったら、突然ある発言が議事録で出てきたわけです。

5億円支払う。何だろう、これはと思ったんです。そこからの発想なんですよ。

そういうふうには5億円をこの事業に支払うという決定と、それから5者関わっているわけですから、ここのどこに払ったのか、このことを示す資料をご提示いただきたい。このことをお願いしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、先ほどの生涯活躍のまち形成事業費補助金交付要綱の中に5億円という数字があるのかというお話でした。その中には記載はございません。5億円という数字が出てくるのは、事業者を募集した募集要項の中で、インフラ整備として5億円を上限にという記載があったかと思います。

5億円の根拠につきましては、今、松木委員がおっしゃったとおり、事業地の水道なり整地なり道路、それに見合う分として上限を5億円としております。

支払いの代表になりますが、こちらにつきましては、代表事業者になりますイオンタウン株式会社かと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） それはおかしいじゃないですか。今、どんなお金を補助したりしても、こういうときには幾らというのを、例えば今お話しした定住促進奨励金交付事業があるでしょう。こういうのだって、もう決まっているでしょう。ですから、5億円だったら、市がそういう条例なりをつくって、それでもって議会の承認を得て、この事業をやるためには大変お金がかかるし、ちゃんとした意欲のある方を募集するにはこのぐらゐの補助金を出さないと来てくれないんじゃないかということをして、それでもって、交付要綱でも条例でもいいから、この事業には5億円の上限でもって補助をしますということを決めて、それでもって議会にはかって、その承諾を得たというんだったら構いませんよ。

しかし、5億円の最初は繰越明許の議案を議会に平成30年9月に出したんですよ。平成30年ということは、要するに令和元年の前の年だわな。確かに、それで事業化してとなったのは令和2年です。予算書に載って来たのはね。平成30年から平成32年までの繰越明許でもって5億円を議会にはかって9月議会で決めた。それが予算化されたのは令和2年、平成32年で予算書に載って来た。それはそれでいいですよ。それを繰越明許でもって、令和3年、今、決算やっているところで執行して、来年度、工事も入って出来上がるからということでもって執行して払った。

それは結構ですけれども、最初の出だしが、5億円という金額を何も決めないでもってやって、これは5億4,700万円だかかかるから5億円で決めた。それを決めた経過の資料を出してください。いいですか。補助金を出すときに、この場合はこうだ、この場合はこうだと決めてなくて出したらば、市長の裁量で出したら、これは違法行為ですよ。その点、分かりませんか。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、その5億円をいつ決めたんだということだったんですけれども、まず一番最初ですが、平成30年9月議会において、そのときの補正で5億円の債務負担の設定をしていただいております。それを議決いただきました。それに基づいて、令和2年度に当初予算に計上、令和2年度は事業ができなかったため、令和3年度に繰り越したという流れになっております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 議案審査は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時 0分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松木委員の質疑を行います。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 先ほどの私の補助金のことについては、交付要綱を頂きまして、平成30年9月議会で債務負担行為を議決した。その後に要綱をつくって、それに基づいて募集要項が決まったということが執行部から頂いた書類によって明らかになりましたので、了解いたしました。

こういう手続きの場合に、本会議でもって私が聞いたときに、交付要綱がありますからということでもって答弁が終わっちゃって、そこまで具体的な、こういうことだということのご説明がなかったので、この委員会でもって聞くことになりましたので、そういう面でいったらば、執行部のご答弁をもう少し簡潔に、私に分かりやすいようにご答弁いただきたい

たな、このように思っています。どうもありがとうございました。

○委員長（宮内 保） 答弁のほうは。

○委員（松木源太郎） 結構です。

○委員長（宮内 保） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） それでは、先ほどの菅谷委員からのご質問に対しましての、回答で
きなかった部分を回答いたしたいと思います。

市税の納付の手数料関係ですけれども、銀行等におきましては、1件当たり10円掛ける消
費税になっております。コンビニエンスにつきましては、昨年の9月までは1件当たり56円
掛ける税、10月以降は58円掛ける税ということです。

口座振替が一番安価なため、市としましては、口座振替を推奨しているところです。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（宮内 保） それでは、特にないようですので、2款総務費についての質疑を終わ
ります。

それでは、2款総務費の担当課は退席してください。

しばらく休憩します。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時 3分

再開 午後 1時 4分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、3款民生費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。よろしくお願いします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） それでは、着座にてご説明をさせていただきます。

まず、社会福祉課に関連する主な事業につきまして補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の28ページをお願いいたします。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業となります。決算書のほうは123ページにな

ります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて住民税均等割が非課税世帯と同水準に家計が急変した世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給したものであります。決算額は4億7,848万4,000円、特定財源の国県支出金は同額の4億7,848万4,000円で、一般財源はございません。

事業内容の主なものですが、表の項目欄の一番下、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、令和3年度住民税非課税世帯給付として4,687世帯、4億6,870万円、家計急変世帯給付として15世帯、150万円、合計で4,702世帯、4億7,020万円となります。このほか、事務費として、パートタイム会計年度任用職員の報酬、確認書や封筒等の印刷費、確認書等発送に係る郵送料、臨時特別給付金システム導入業務に係る委託料などとなっております。

事業効果につきましては、市において給付対象となる世帯を抽出し、プッシュ型で確認書の送付を送るなど、できるだけ簡素な手続きで迅速に支給決定と支給を行うことにより、市民の生活、暮らしの支援につながったと考えております。

続きまして、決算に関する説明資料29ページをお願いいたします。

自立支援給付事業でございます。決算書は131ページとなります。

この事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスで、個別に介護の支援を受ける介護給付や、訓練などの支援を受ける訓練等給付、医療費の自己負担の一部を助成する自立支援医療給付などを行っております。決算額は12億7,315万6,000円で、前年度と比較しますと1.45%の増、特定財源の国県支出金は9億5,480万3,000円、一般財源は3億1,835万3,000円となっております。

各給付の利用人数、事業費につきましては、事業内容の表に記載のとおりでございます。

事業効果につきましては、障害者（児）の日常生活を支援することで、その生活の安定を図ることができたと考えております。

以上で、社会福祉課に関連する事業の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案第1号 令和3年度旭市一般会計決算の認定について、子育て支援課所管の主要事業7事業の補足説明を申し上げます。

初めに、説明資料の30ページをお願いいたします。決算書では143ページになります。

子ども医療費助成事業は、ゼロ歳児から高校3年生までの医療を負担する保護者に対して、経済的負担軽減を図るため、保険診療分の費用の全部または一部を助成するものです。

主な歳出として、子ども医療扶助費として、手数料を除く入院、通院、調剤、柔道整復、合わせて延べ8万348件に対して2億587万8,712円を助成いたしました。内訳については、説明資料の事業内容のとおりでございます。財源内訳の国県支出金6,274万8,000円ですが、入院については中学生まで、通院及び調剤については小学校3年生までが県費補助金の対象となっております。その他財源として、国保会計負担分の高額療養費収入等が193万円ございます。

事業効果としましては、保護者の経済的負担が軽減され、子育て支援体制の充実を図ることができたと考えております。

次に、説明資料31ページをお願いいたします。決算書はそのままの143ページになります。

出産祝金支給事業は、市独自の人口減少対策の一環として、1年以上旭市に住民登録を有し、第2子以降を出産して養育している父母202名に対して、祝金として2,700万円を支給いたしました。財源は全額一般財源でございます。

事業効果としましては、祝金の支給により、子どもたちの健全育成に資することができたと考えております。

次に、説明資料32ページをお願いいたします。決算書では、そのままの143ページになります。

乳幼児紙おむつ給付事業は、2歳未満の乳幼児を養育する保護者を対象に月額3,000円分の紙おむつ購入券を給付することで、子育て家庭の経済的負担を軽減するものでございます。平成30年度からは、利便性を考慮し、1,000円券と500円券を組み合わせて給付しております。対象乳幼児延べ815人分を交付し、契約店舗からの請求による実利用枚数は3万7,868枚、給付総額は2,857万2,500円ございました。財源は全額一般財源でございます。

事業効果としては、子育て家庭の経済的負担を軽減することができ、乳幼児の健全育成に資することができたと考えております。

次に、説明資料34ページをお願いいたします。決算書では151ページになります。

新生児特別定額給付金給付事業は、前年度からの継続事業で、新型コロナウイルス感染症の影響で不安を抱えながら妊娠期を過ごし、出産を迎え、子どもを養育する母親に対して、安心して育児ができる環境整備の一助となるよう給付金を支給したものです。財源としては、地方創生臨時交付金を活用した4,050万1,000円で、括弧内は前年度の繰越明許分です。一般

財源の10万円は、令和2年度事業で対象児童を令和3年4月1日出生児までとしていたことから、対象児童1件、10万円が一般財源となっております。

給付対象者は児童を養育する母で、対象児童は令和2年4月28日から令和4年3月31日までに生まれた子で、最初の住民登録が旭市であることです。また、給付対象者を拡大し、旭市に転入後90日を経過し、申請日まで引き続き住民登録をしている対象児童の母としたものです。

事業内容としては、上段は児童1人につき10万円で397人、3,970万円を支給いたしました。下段は令和2年度の繰越明許分で9人、90万円を支給いたしました。

事業効果としては、安心して育児ができる環境整備の一助となり、さらに転入者まで拡大したことで、より多くの市民に対して経済的支援を図ることができたと考えております。

次に、35ページをお願いいたします。決算書では151ページになります。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける低所得の子育て世帯に対して特別給付金を支給したものです。財源は全額が国の負担となります。

給付対象者は、令和3年4月分の児童扶養手当受給者、それと令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者のうち、令和3年度分の市民税が非課税の方及び新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した方です。給付額は対象児童1人につき5万円で、1,432人、7,160万円を給付いたしました。

事業効果としては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける低所得の子育て世帯に対して、経済的支援を図ることができたと考えております。

次に、説明資料36ページをお願いいたします。決算書では153ページになります。

就学前児童応援臨時給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、不安を感じながら生活様式の変更を余儀なくされた子育て世帯の経済的影響を緩和するため、ゼロ歳児から小学校就学前の子どもを養育している保護者に対して、地方創生臨時交付金を活用して給付金を給付したものです。

給付額は対象児童1人につき3万円で、2,668人、8,004万円を支給いたしました。

事業効果としては、新型コロナウイルス感染症により不安を感じながら乳幼児の育児をされる子育て世帯に対して、経済的支援を図ることができたと考えております。

次に、説明資料37ページをお願いいたします。決算書では153ページになります。

子育て世帯等臨時特別支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、子育て世

帯に対して特別給付金を支給したものです。財源としては全額が国の負担ですが、令和3年度は8億7,480万2,000円の歳入があり、不足分については、令和4年度に措置されるものです。

給付対象者はゼロ歳から高校3年生までの児童を養育する保護者等で、児童手当の特例給付対象者と所得が同水準の方は除くものとなっております。給付額は児童1人当たり10万円で、8,795人、8億7,950万円を給付いたしました。

事業効果としては、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける子育て世帯に対して経済的支援を図ることができたと考えております。

以上で、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課より、所管の事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料、少し戻っていただきまして、33ページをお願いいたします。決算書では149ページとなります。

放課後児童クラブ運営事業でございます。

本事業は、小学校下校後、家庭において適切な保護を受けられない児童に遊びや生活の場を提供するとともに、生活指導を行い、児童の健全育成及び事故防止を図るものです。本事業の決算額は1億4,489万7,000円で、財源内訳の特定財源の国県支出金は国及び県からの交付金で、子ども・子育て支援交付金等でございます。その他の欄は放課後児童クラブ受託料でございます。

事業概要といたしましては、全小学校15校22の放課後児童クラブに支援員等84名を配置し、運営を行ったもので、利用児童数は延べ8,316人で行いました。また、放課後児童クラブの開設時間を延長し、かねてより要望のありました延長保育サービスを令和3年4月1日から開始し、開設時間を平日の夕方30分、土曜日・夏休みなどの朝と夕方をそれぞれ30分延長いたしました。事業費は表に記載のとおりで、主なものは支援員等報酬でございます。

事業効果といたしましては、児童の健全な育成及び事故防止が図られ、かねてから要望のありました延長保育を開始し、さらなる子育て支援が図られたものと考えております。

以上で、教育総務課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、3款民生費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 今、最後にご説明のあった放課後児童クラブ運営事業について簡単な質問をしたいんですけども、この事業の場合には、長期の休暇の場合は実際にはどういうふうにしているんですか。

それから、受託料について概略、その他の財源 1 億 4,400 万円のうち 4,200 万円ほどですけども、国からの支出金はどんな基準でもって、今、出ているんですか。

その 2 つの点についてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、ただいまの放課後児童クラブのことについてお答えいたします。

まず、長期の休業中ということで、夏休みの期間中は土曜日などと同じように午前 8 時から午後 6 時まで運営を行っております。

受託料につきましては、平日午後 6 時までの場合は 5,000 円、土曜日の場合は午前 8 時から午後 6 時までですので、平日と土曜日を併せてご利用の方は 7,000 円を頂戴しております。さらに、朝 30 分早くあるいは夜 30 分遅くご利用になる場合には、延長保育として 1,000 円を追加で頂戴しております。

さらに、国からの補助金のほうでございますが、基本的に、こちらのほうは国の補助金 3 分の 1、県の補助金 3 分の 1 でございます。ただし、補助対象になるのは、放課後児童クラブを開設する期間が年間 200 日開設しないと補助対象にならないというところでございます。以上でございます。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうしますと、保護者の負担としては、実際にはだいたいどのぐらいの年間負担になっているんですか、平均的に。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 保護者の負担としまして、仮に月額 5,000 円で 12 か月ご利用になりますと、年間 6 万円のご利用ということです。延長保育をしますと、さらに 1 万 2,000 円足されまして 7 万 2,000 円ぐらいの金額になると思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） では、子育て支援課長にお聞きします。

各種給付、また助成事業がたくさんあって、市民は助かっていると思うんですけども、銀行の口座とかの記入間違いとかの割合、振込不能数とか聞いたらずいですかね。

それをなぜ聞くかといいますと、毎回多分対象が重なる方がいると思うんです。そういった方は市役所の中でデータとして残しているのかどうか。また、電子申請が結構、今、ほかの自治体でも増えてきたと思うんですけども、口座の確認であったり、人件費削減、そういったこともできるかと思うので、デジタル、ネットで振込先とかを入力してというのを市は今後考えているのか、その点についてお聞きします。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 割合については、ちょっと数字は持っておりません。ただ、口座の確認等は数人の目で確認は行っているところです。

また、この中の給付金の中に幾つか、児童手当からプッシュ式、児童扶養手当からのプッシュ式という給付金がございます、そちらにつきましては、既に通常業務として口座を持っておりますので、その口座に振り込むということで間違いなく振込ができていますところ。

データを残していますかということなのですが、そちらは給付金ごとにシステム改修を行いまして、そのデータのほうは確実に残しております。

次に、ネットでの振込ができるかというご質問ですが、今現在はデータをつくりまして、それを会計課のほうに送りまして、会計課のほうからLGWANを通して千葉銀行さんのほうから振込をお願いしている状況でして、それ以外の方法については、まだ検討はしていないところです。

○委員（常世田正樹） すみません。あと2つほどいいですか。

○委員長（宮内 保） はい。常世田委員。

○委員（常世田正樹） すみません。歳入歳出決算に関する説明資料の29ページ、自立支援給付事業についてお聞きします。

決算額が1.45%増えた理由は、例えば障害のある方が市内に増えたのかお聞かせください。

あと、決算書の151ページになります。民間地域子ども・子育て支援事業費助成事業につ

いてお聞きします。

この事業名を聞いただけでは、すみません、私はぱっと分からなかったんですけれども、民間地域子ども・子育ての受皿となっている対象と、あと何件程度、この助成事業の予算を割り振っているのか。規模とか、そういうものによって違うかもしれないんですけれども、分かる範囲で教えてください。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） それでは、自立支援給付事業、決算書の説明資料29ページです。

そちらが前年度と比較すると1.45%増、金額にして1,831万1,859円になるんですけれども、その理由でございます。

各種事業があります。10種ほどあるんですけれども、その給付費それぞれ増減はございます。その中で、要素がありまして、個別に介護の支援を受ける介護給付については減少しております。主な理由として、掃除等を行う個別介護給付が減っているということで、1,372万8,189円減少しております。一方で、訓練などを支援する訓練等給付については増加しております。増加の主な要素、理由としては、就労移行支援とか就労継続支援というのがあるんですけれども、例えば障害を持たれている方で一般企業などへの就労を希望する人に、就労に必要な知識とか能力の訓練を行う、そういった支援なんですけれども、就労移行支援というのが1,030万7,762円増えています。同じく、就労継続支援給付費が6,334万1,218円増えています。あともう一つ、訓練等給付の中で共同生活援助、これはグループホームでございます。これが1,730万1,185円増えています。

介護給付のほうは減っておりますが、一方で就労系のサービスが増えているということで、今回1.45%増ということになっております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 民間地域子ども・子育て支援事業費助成事業でございますが、民間の保育所及び認定こども園に対しまして、事業といたしましては、延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業などにつきまして助成をしているところでございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 説明書の33ページ、放課後児童クラブ運営事業についてお尋ねいたします。

夏休み中のことなんですけれども、コロナ禍における本事業を展開していく中で、事業効果、延長保育を開始、さらなる子育て支援と記載されているわけなんですけれども、今現在、とても大事な事業ではないかなと思うのですけれども、夏休み中に何か問題点、例えば具体的に言いますと、面倒を見る予定の例えばお母様、あるいは1週間育児休業を取って、お父さんがコロナにかかってしまったと。急遽面倒を見る、いわゆる保護者が面倒を見られなくなってしまったと。この事業は2週間前から受入れが可能なんですか。ちょっとよく分からないので、その辺、まず受入れが何日前からか、これが1点。

そして、夏休み中に放課後児童クラブの運営事業、特にコロナ禍の対応の中で問題点はなかったかということ。

3つ目は、学校によって、それこそ感染してしまった職員の方もいらっしゃるでしょうし、いわゆる逼迫した状況があったかないのか。

この3点についてお聞かせ願えますでしょうか。運営上の問題です。すみません。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） ただいま伊場委員からご質問のありました、面倒を見る予定の方が急遽コロナ禍で病気となって見られなかった場合ということでございましたが、何日前から申請が可能なのかということと併せまして、実際、申請のほうは、たしか前月末までに申込みをしないといけないので、急遽という場合には、大変申し訳ないですが、お預かりできない状況でございます。

逼迫した状況はなかったかということでございますが、1か所、学童保育クラブのほうで、支援員の方の感染もありまして、お預かりしている児童のほうも感染がかなり多く出まして、ただ、放課後児童クラブの中で感染が広がったということではないんですが、それぞれ各家庭で感染したような状況でございまして、何日か放課後児童クラブを休所した事態はございました。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 引き続き、お願いします。

例えば、8月7日に感染してしまったと。7月末段階では申込みしていないので、その段

階では受け入れられないということになりますよね。という理解でよろしいですか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） ただいま伊場委員ご指摘のとおり、急遽の場合には、今のところはお預かりをしていない状況でございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 決まりは決まり的な対応があるのでしょうか。言おうとしていることがお分かりになりますか。

例えば学校なんかは、申し訳ないです。質疑がちょっと意見的になっちゃって申し訳ないですけれども、決まりは決まりで対応すると、ブラック校則的なもので、何でもうちちょっと柔軟にとか、お役所仕事のなという、本当に申し訳ない言い方になっちゃいますけれども、マイナス的な要素で捉える方がいるわけで、何とか緊急時への対応で、確かに申込み、申請はされてはいないんだけれども、そういう状況でしたら、やむを得ませんね的な緊急時への対応というのは不可能なんですかという問合せです。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 伊場委員のおっしゃるとおり、緊急やむを得ない場合はあろうかと思えます。

ただ、コロナ禍の場合は、例えばご家族で感染者が出て、子どもを預けたいという場合には、子どもさんも濃厚接触者になりますので、濃厚接触者の方を放課後児童クラブのほうでお預かりするということは、やっぱりちょっと難しいのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 現実的ではないかもしれませんが、お子さんが濃厚接触者でなければ、緊急時への対応は可能でしょうか。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） ただいま伊場委員がおっしゃったように、緊急やむを得ない場

合は、ある程度柔軟に対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、3款民生費についての質疑を終わります。

続いて、4款衛生費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、4款衛生費のうち、健康づくり課所管の事業につきまして補足説明をさせていただきます。

決算に関する説明資料の38ページをお願いいたします。決算書では179ページから181ページになります。

初めに、感染症予防対策事業でございます。

本事業は、感染のおそれがある疾病の発生と蔓延を防ぐことを目的とするもので、事業内容につきましては、記載にあります各種予防接種やインフルエンザワクチン接種費用の助成、PCR検査等費用助成などを実施いたしました。インフルエンザワクチン接種費用助成につきましては、例年行っている高齢者の定期予防接種への助成に加え、その対象を生後6か月の乳児から小学校2年生までの児童や妊婦等に助成いたしました。実績人数については、記載のとおりでございます。

決算額は1億3,859万9,000円で、括弧内は繰越明許分の額でございます。繰越明許分としましては、PCR検査助成等に要した費用、その他、手指消毒液購入等の事務費などです。特定財源は、国県支出金が3,671万2,000円、その他の28万円は高齢者施設入所者のPCR検査自己負担分です。一般財源は1億160万7,000円となっております。

事業効果としては、新型コロナウイルス感染症が流行する中で、一定の接種率を確保することにより、疾病の発生及び蔓延の予防に貢献できました。

次に、決算に関する説明資料の39ページをお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業になります。決算書は181ページから185ページです。

本事業は、市民に対し新型コロナウイルスワクチン接種を実施することで、市民の健康を守り、市内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るもので、令和2年度末から準備を開始し、令和3年5月10日から集団接種を開始いたしました。令和4年3月末時点での接種状況は、事業概要の下のほうになります。3回の合計で延べ13万2,155人です。

事業内容としましては、主に集団接種会場を運営するための費用で、表に記載した内容となっております。

決算額は4億4,139万2,000円で、財源内訳は全額国県支出金となります。

事業効果としましては、市を挙げて取り組んだ集団接種により、迅速な接種を進めることができ、市内の感染拡大を抑えることができました。

続きまして、決算に関する説明資料41ページをお願いいたします。

子育て世代包括支援事業です。決算書は185ページから187ページになります。

昨年度、旭市子育て世代包括支援センターを本庁舎へ移転しました。妊娠、出産、子育てに関する切れ目のない包括的な支援を実施し、令和3年度からは、産後に家族等の支援が受けられない母子を対象として、宿泊型の産後ケア事業を開始いたしました。

事業内容は記載のとおりです。

決算額は673万2,000円で、国県支出金581万円、その他特定財源として、ふるさと応援基金繰入金92万2,000円を充当しております。

事業効果としては、妊産婦等の状況を継続的に把握し、切れ目のない支援を提供することで育児不安の軽減が図られ、また産後ケア事業では、母親の身体的な回復と心理的なサポートを行うことで産後鬱の予防につなげることができました。

以上で、健康づくり課所管の事業説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、企画政策課所管の事業について説明いたします。

説明資料40ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業になります。決算書は185ページです。

決算額は8,948万円で、財源は全額地方創生臨時交付金を充てております。

事業内容は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために空床を確保した医療機関に対して、一般病床については1床当たり1万円、ICU救急病床については1床当たり6万円を支援金として支給するものです。

実績ですが、旭中央病院に対し8,948万円を支給しました。

本事業により、感染患者の受入れが拡大できたとともに、医療機関の負担軽減も図られました。

企画政策課からは以上です。

○委員長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、4款衛生費、環境課所管の事業について補足説明を申し上げます。

説明資料の42ページをお開きください。

初めに、環境衛生事務費でございます。決算書では191ページから193ページになります。

この事業は、所管する環境衛生施設の維持管理及び環境衛生に関する団体への負担金の交付等でございます。この事業により、住みよい住環境の確保を図るものでございます。

決算額につきましては、5億1,908万円でございます。

事業内容としましては、項目の欄、負担金補助及び補助金に係る費用になりますが、それぞれの負担金の計は5億1,462万3,000円でございます。また、消耗品費や備品購入費などのその他事務費等、こちらは約445万7,000円となっており、負担金補助及び交付金の5億1,462万3,000円と合わせて5億1,908万円となります。

内訳として、主な支出を占めるものは、東総衛生組合や東総地区広域市町村圏事務組合の負担金でございます。

なお、令和3年度から東総地区クリーンセンター及び東総地区最終処分場が稼働され、ごみ処理広域化により、一般廃棄物の適正な処理及び効率化が図られております。

次に、43ページをお願いします。

住宅用省エネルギー設備設置助成事業でございます。決算書では201ページになります。

この事業は、地球温暖化の防止などの地球環境の保全を目的として、省エネ型社会の実現や自然エネルギーの有効利用の促進を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する個人の方に対して、その設置費用の一部を補助したものでございます。

決算額は927万3,000円でございます。財源内訳のうち、特定財源の604万4,000円は県補助金となります。一般財源は322万9,000円でございます。また、令和3年度の補助金交付件数は95件ですが、内訳は、太陽光発電設備が45件で事業費が427万3,000円、定置用リチウムイオン蓄電システムの50件で事業費は500万円でございます。

なお、そのほかの家庭用燃料電池システム、太陽熱利用システムについては、ご利用がありませんでした。

続いて、説明資料の44ページをお開きください。

塵芥処理施設運営費でございます。決算書では201ページから203ページになります。

この事業は、市に処理責任がある一般廃棄物の適正な収集運搬業務及びびんの資源化、また、最終処分場である旭市グリーンパークの安全な運営や維持管理を行うものであります。

決算額は2億1,720万2,000円となります。財源内訳のうち、特定財源は国庫補助金の37万6,000円、その他は1億4,740万3,000円で、内訳は事業内容のその他特定財源内訳に記載の塵芥処理手数料などでございます。

本事業内容は、廃棄物収集・処分と施設維持管理に分類しております。

表の上段の廃棄物収集・処分の内容は、指定ごみ袋の購入費、旭市グリーンパーク等の使用薬品及び現場消耗品購入費、一般廃棄物の収集運搬及びびんの資源化に要する経費等となります。

主な内容を説明いたします。消耗品費は、ステーション収集用の指定ごみ袋の購入費です。また、委託料の廃棄物収集運搬業務は、ごみステーションに排出されましたごみを銚子市野尻町にある東総地区クリーンセンターまで収集運搬する業務で、市内を3コースに分けて業務委託をしております。

表の下段の施設維持管理の事業内容は、旭市グリーンパークの光熱水費及び修繕料、施設・設備の維持管理、保守点検等の委託料並びに施設改修のための工事請負費となります。

主な内容として、光熱水費は排水処理施設の電気使用料です。また、工事請負費は排水処理施設のオーバーホール工事を定期的に行っているものです。

この事業により、市内の一般廃棄物が適正に処理され、生活環境の向上に寄与することができたと考えております。

以上で、環境課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、4款衛生費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いをいたします。

井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、決算書195ページの合併処理浄化槽設置促進事業についてお聞きします。

この補助事業の件数と、半端な金額が出ているんですが、補助する金額の根拠というのと、2行目の転換分の意味を教えてくださいたいと思います。

あと、2つ目なんですが、決算書の197ページ、火葬場運営事業の委託料、これの樹木剪定等委託料なんですが、291万5,000円かかっているんですが、他施設から比べて特段に高いんですが、その理由を教えてくださいたいと思います。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、件数ということで、令和3年度の件数でお答えしたいと思います。

件数ですが、設置件数は27基になります。27基の内訳といいますのは、5人槽が19基、7人槽が6基、10人槽が2基となります。

あと、合併処理浄化槽の設置事業補助金の端数のことですが、それについては後でお答えしたいと思います。

あと、合併処理浄化槽補助金の転換分はどういうものかということですが、転換というのは、合併浄化槽を設置するに当たって、単独から合併浄化槽への切替え、もう一つがくみ取槽から合併浄化槽への転換という、その意味でございます。

あと、197ページの火葬場の樹木剪定業務が高い理由ですが、こちらもちょうと今、明細がないんですけれども、入札により実施しておりますので、適正な範囲での価格で入札があったと思います。

すみません。以上です。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） では、まず合併浄化槽事業について2回目の質問なんですが、補助金は下水道区域には出していないということよろしいでしょうか。

○委員長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） この合併浄化槽の補助金というのは、下水道区域に入っている区域に関しましては補助対象とはなっておりません。

以上です。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） 先ほどの樹木剪定なんですが、年間300万円近くかかって、10年だと3,000万円、維持費だけかかるんですよ。後々考えて、もっと規模というか、算定量を少なくするような工夫はできないのかお聞きします。

○委員長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、お答えします。

火葬場、みたま苑の周りですけれども、やはり高木が多いもので、そちらの剪定業務にいろいろな車両とか機械、こちらにかかります。あと、周りも常に刈り込み等を行わないと、やはり結構外部からも人が来る場所ですので、その辺を注意して業務に当たっているところ

でございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） 少しでも削減できるのであれば削減していただけるよう努力願いたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） これから考えていきますので、よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 2点ほど教えてください。

説明資料の44ページになります。環境課の課長、お願いします。

側溝で処分されたものに関して、旭市では埋立て処分ですか。ほかの市では、れんがにしたり、肥料にしたり、そういった取組も行っているんですけれども、それを教えてください。

あと、決算書の191ページになります。不用額が4,800万円ちょっとあるんですけれども、これは課の中で節約であったり、経費削減でこれだけ使わなかったよということかもしれないんですけれども、高齢化を迎えて側溝の掃除もできないような人たちが、今、旭市内にいっぱい増えているので、この不用額をうまくやりくりして、そっちに回すというような考え方はございませんでしょうか、教えてください。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） まず、側溝での埋立て処分ということですが、他市では汚泥に関して再利用というのがされているということでしたが、なかなか汚泥も種類によっては再利用というのが難しいものもありますし、再利用する際には、それなりの施設、民間の業者が市内に存在するということも必要だと思います。その中で、実際、旭市では処分方法としてはグリーンパーク、そちらにまだ余力がありますので、県に届出を出して、そちらのほうへ埋立て処理という形でしているわけなんですけど、汚泥の転用というか、そういうものへの転換というのも確かに必要だとは思いますが、なかなかやっぱり施設もないし、あと、それを委託する場合にもかなりの委託料がかかると思います。そういった部分では、現在、埋立て処理ということで対応させていただいております。

すみません。もう一点、汚泥の不用額を回す……

(発言する人あり)

○環境課長（高根浩司） では、続けてお答えいたします。

4,800万円の不用額ということで、ほかに回せないかということで、これは執行残ということなんですが、これに関しましては負担金等もありますので、東総広域の負担金の精算、そういうものもございます。当初の見込みよりも、いろいろな東総広域の事業で入札で安く済んだとか、そういうものがありましたら、負担金のほうもそれに合わせて費用が減ってきますので、そういった部分で減ったものもありますし、実際、入札等で委託料のほうを削減できたという部分での残もありますので、この残に関しては、いろいろほかの事業で金額が不足するというような場合にも、こちらから流用という形で対応させてもらっていますので、この不用額に関して、側溝のほうのいろいろな清掃についても必要に応じて対応をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 決算書の175ページ、保健衛生総務費というところです。

看護学生入学支度金貸付事業、これは平成28年から病院じゃなくて市でもって貸付事業をやっているということでしょうか。何人ですか。

それから、同じページの旭中央病院負担金です。

18、負担金補助及び交付金でもって中央病院運営費負担金の23億1,700万円、これはどういう形でもって決まってくるのでしょうか。国から来る費用をそのままやっているのか、それとも旭市が何か対応しているのかということです。

それから、養護老人ホーム分が90万円、ケアハウス分が1,774万1,500円ですけれども、これの算定もどういうふうに行っているのでしょうか、お願いいたします。

それから、説明資料のほうの42ページと44ページに関わるところです。

衛生費の環境衛生事務費、これの中身についてなんですけれども、42ページのほうの環境衛生事務費のほうは、令和3年からは広域市町村圏組合の事業の負担金だと思うんです。東総衛生組合と同じようなものだと思うんですけれども、この中身の計算の基になっている、だいたい計算の仕方、それから負担の割合をお聞かせください。

それから、44ページの塵芥処理施設運営費ということです。

この中で委託料、廃棄物収集運搬業務委託1億4,960万円、委託業者2社、ステーション

1,342か所となっています。この2社でもって運搬業務をやっているように見えますけれども、実は、今年、黄色に塗った市の運搬車が事業者のごみを搬入しているところを私は見てしまったんですが、そのことで市には連絡したんですけれども、昔の東総塵芥処理組合の時代、また合併後のクリーンセンターのときもこういうのが度々あったんです。

業者から年間3万円とか4万円とか頂いて業者のごみを捨てる車と、それから皆さん方がポストなどに出すものを捨てる車はまるっきり違うわけですが、そういうのをわざと混同させている事態があるわけですよ。これについては、どういう形の監視をしているのか。私は見たときに、すぐ会社名と車のナンバー等を中継施設のほうに報告しましたけれども、その後、どうしたか分かりません。そういうことを考えると、もっときちんとしてもらわなければいけないなと思っております。この点について業者をどういうふうに指導したかお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう一つ、今回、広域市町村圏事務組合が収集をするようになって、袋やその他の入れ方が、焼却場は何も燃やせる、何でも溶かしてしまうということなんでしょうけれども、せっかく平成17年から20年近くかかって分別収集に慣れたところを、何でも燃えるのに入れてくれという形になっちゃっていて、大変私は失望しているんですけれども、この点について、業務をやっている担当のほうでもって何か工夫の考え方はありませんか。そのことについてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 議案の審査は途中でありますが、午後2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 8分

再開 午後 2時25分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、決算書175ページの看護学生入学支度金貸付事業560万円の貸付件数になりますが、14件です。

以上です。

○委員長（宮内 保） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課から、同じページ、備考欄10の旭中央病院負担金ということで、この内訳ということでご説明します。

旭中央病院運営費負担金23億1,713万7,800円につきましては、内訳のほうですが、普通交付税と特別交付税がありますが、旭中央病院分として措置された交付税を全額こちらのほうに入れています。

あと、その下の今度は養護老人ホーム分90万円につきましては、土地借上料を計上しております。

その下、ケアハウス分1,774万1,500円につきましては、事務費の実費分につきまして負担金を支払っているところでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、環境課からは、説明資料の42ページになります。東総広域の負担金についてということで、計算の仕方、あと市の負担割合はということで、まずお答えいたします。

計算の仕方なんですが、まず考え方として、令和3年度の東総広域の予算の歳出から、ごみ処理手数料等の歳入を引いた残りを3市で、今、負担しております。その計算の仕方ということなんですが、差し引いた残りを、3市それぞれ負担割合がございます。まず、平等に負担する均等割、それと、ごみの処理量に応じて負担する処理量割というのがございます。それぞれの割合を銚子市、旭市、匝瑳市で負担率、均等割、処理量割で計算しまして、その率を掛けて負担金額を出しています。その負担割合というのは、3年度ですと、旭市にしましては約40.4%の負担率ということになっております。

あと、説明資料の44ページの廃棄物収集運搬業務委託に関わるご質問です。

黄色い車両が事務所のごみを回収していたということで、ご通報いただいたということで、そこでどういう監視をしているか、どういう指導をしたかということなんですが、こちらにつきましては、その日のうちに該当業者を呼出ししまして確認し、向こうの言い分も聞いた上で口頭注意をしました。場合によっては、このようなケースの場合、顛末書を取っております。

続いてのご質問ですが、今度ごみが広域処理になって何でも燃やせるということで、今まで分別していて分別収集が定着している。そんな中で、なぜ混ぜて捨てるようにしたのかということなんですが、私は、基本、分別は変わらないと考えております。びん、かん、ペッ

トボトルというのはそのまま残ります。

なくなったのは、容器包装プラスチックという分類がなくなりました。これがなぜなくなったのかというと、今までクリーンセンターで処理していた中で、かなり容器包装プラについては経費がかかっておりました。実際問題、受託している業者のほうも、実際持っていても、汚れている容器に関しては再生利用ができないということで、受託業者のほうで焼却処理をしていたという事実もございます。そんな関係で、全国的にも容器包装プラについては再生利用の再生率が低い。たしか2割か3割いかないくらいだったと思います。そういう状態の中で、容器包装は、ましてや手間もかかりますし、分けていくのはどうかということで、それを3市のほうで協議しまして、このたびの焼却炉の方式が熔融処理ということで、これはだいぶ前に決定しておりましたので、熔融処理であれば容器包装プラスチック類に関して焼却が可能であるということで、今回、普通ごみという、可燃ごみなんですけれども、普通ごみという袋を作りまして、そこに今までの可燃ごみと容器包装プラと、あと不燃ごみの一部を普通ごみとして出していいということで、3市のほうで協議をして、そういう決定をしました。

これでごみが増えるんじゃないかということなんですが、逆に、今度、野尻のほうの焼却施設に関しては、発電施設も兼ね備えていますので、焼却量が増えて焼却の余熱が出るということで、サーマルリサイクルということで熱利用ですね。それによる発電をしておりますので、そういう部分で有効に使えるというということで考えております。すみません。ちょっと回答になっているかどうか分かりませんが、よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。

今、前のほうは分かりましたけれども、最後のところで、分からないのは。焼却のためのいろんなことができるようになったから、今の分類にした。これは、構成団体並びに事務組合のほうでもって、それを決めたわけですから、それを私が一言で駄目だと言うわけにいきませんけれども、考え方がまるっきり違っています。

それはそれでもっていいんですけれども、2つ話を聞きたいのがあるんですけれども、1つは、今の新しい焼却炉についてですけれども、これは当然、ダイオキシンやその他の熱を使った廃棄のためのことについては、どのような試験をして、ちゃんとクリアしているかどうか、その資料を出していただきたいと思います。

それから、環境衛生費のところでもって、実は私のところでも、今、網戸に住んでおりますけれども、6月と10月にはゴミゼロで、これも予算の中に取りられていると思うんですけれども、皆さんに袋を渡されて、今は一緒に集まってやりません。6月1日までにやったらば、その日に誰々さんのところへ持ってきてくださいということでもって一生懸命、道路から近くの林から回って、みんなでもって集めています。ところが、新しい袋じゃなくて、昔からある何も印刷されていないような袋がだいぶ、各いろんな区民センターとか協同館とかにあるやに聞いているんですけれども、そういう袋も早く使わなければいけないと思うんですけれども、それについては、環境課でどんな考え方を持っていますか。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、2点ほどご質問がございました。

今の焼却炉のダイオキシン等の検査の資料ということによろしいでしょうか。それは後で東広のほうに確認しまして、資料のほうを請求したいと思います。

2点目のゴミゼロなんかで町内で使っている袋で昔からの袋があるということで、それを使ったらどうかということですが、一応今お配りしている袋というのは指定ゴミ袋でなくて、ボランティアの場合ですと、別に作ったゴミゼロ用の袋をお渡ししています。というのは、それはボランティアかどうかということが判断できるようにするためだけなんですけれども、もしそういう袋が余って使えるよということであれば、最初に申し出てもらって、この袋を使うからということ言ってもらえば、町内でそれを使ってボランティア活動をしてもらっても特に支障はない、問題はないと思います。ただ、それをちゃんと事前に言ってもらわないと、それがボランティアなのか何なのか、不法投棄なのかという区別がつきませんので、そこだけ気をつけていただければ、使うのは全然支障はないと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） いいですか。決算書の199ページには環境中ダイオキシン類調査事業というのが96万8,000円でもって出ていますけれども、これはどこの調査なんですか。東総塵芥処理組合の時代には定期的にあそこでやっていたけれども、今は銚子市の事業所ではやっていないんですか。

これは定期的にやっぱり広報か何かにも載せたりしたらどうかと思うんです。というのは、旭市の塵芥処理組合だった旭市の処理場は、私、もう20年近く前に塵芥処理組合の議員をや

っているときに、ダイオキシン問題でもって10億円近くのお金を使って、かなりいいものを入れて、今でも使える状態なんです。ところが、銚子市と匝瑳市は炉が駄目になっちゃうので、旭市は使えるけれども休止したんですよ、正直言って。そういうような状態を見ているので、ダイオキシン問題についての大変関心が私にありますので、お聞きしております。

袋については、そうするとボランティア団体が、こういうものがこういうところにあって、これを使ってボランティアなり、それからやりたいという場合には、それをちゃんと連絡すれば使わせてもらえるということですね。

2つともお答えください。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、まず最初の決算書199ページ、環境中ダイオキシン類調査事業96万8,000円、まず、これはどこをやっているのかというご質問でございますが、これにつきましては、4か所やっております。まず、大気の調査ということで、浄化槽センター、下水上下水道課の屋上がまず1か所、あと海上公民館の屋上で大気の調査をしております。もう一か所が、水質ということで、新川の水を取っています。それにつきましては、干潟大橋から採取をしております。最後になりますが、今度、土壌です。土壌のダイオキシン調査をしておりますが、それにつきましては、旭の中央公園、西の宮公園ですかね、真福寺の隣の。あそこの公園の土を採取して調査をしております。

あと、ボランティア団体等がそういったごみ袋を使えるかということのご質問だったと思います。それにつきましても、事前に申告してもらって、使う袋を申し出てもらえば、それについては問題はありません。その袋を使ったものはボランティアだというのは、こちらで判断できますので、それは問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人あり）

○委員長（宮内 保） ここでしばらく休憩します。自席でお待ちください。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時42分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま崎山華英議員より発言の申出がありました。おはかりいたします。会議規則第117条の規定により、崎山華英議員の発言を許可することにご異議ありませんでしょうか。

（発言する人あり）

○委員長（宮内 保） そうです。ほかの方もいらっしゃいますので、ある程度、ここで1点だけということで制限してもらってよろしいでしょうか。どうでしょうか、委員の皆さん。1点だけということで、よろしいですか、許可して。

（「はい」の声あり）

○委員長（宮内 保） それでは、これより崎山議員の発言を許可することに決定いたしました。

崎山議員、発言の許可をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議員（崎山華英） 貴重な時間を頂きまして、ありがとうございます。

決算に関する説明資料の41ページ、子育て世代包括支援事業の中で、産後ケア事業についてちょっとお尋ねします。

延べ19組が利用されたということなんですけれども、こちら実利用組の数、実際に利用された方の数と平均利用日数についてお伺いします。

○委員長（宮内 保） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） では、実利用者数から。18人で、2回利用者が1人いましたので、延べ19人ということになります。

それで、利用者のほうなんですけれども、1泊2日、基本的タイプが多いということです。以上になります。

○委員長（宮内 保） 崎山議員。

○議員（崎山華英） すみません。ありがとうございます。

そうしましたら、恐らく以前一般質問でも聞いたと思うんですけれども、見込みとか目標の利用人数があったと思うんですけれども、それに対して実際に利用された方というのはどれぐらいの割合だったのかお尋ねします。

○委員長（宮内 保） 崎山議員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 3年度当初予算のほうは補助対象として192万7,600円を見込んでおりますので、今回142万3,200円の利用ということで、100%は切ってしまっています。

以上になります。

○委員長（宮内 保） 崎山議員。

○議員（崎山華英） すみません。ありがとうございます。

なるべくたくさんの方に利用していただきたいと思うんですけれども、この産後ケア事業を受けられる基準というのが明確にあるのか、どういうタイミングで受けられるのか教えてください。

○委員長（宮内 保） 崎山議員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 要綱では、対象者は、家族等からの十分な育児、家事その他の支援が受けられない者、それと心身の不調又は育児への不安があり、支援が必要と認められる者、病院等からの情報により、退院後の在宅生活において養育上の支援が必要と認められる者、前3号に掲げるもののほか、市長が特に支援が必要と認める者となっております。

タイミング的には、出産後続けて、退院する日から継続して利用者が多いと聞いています。
以上になります。

○委員長（宮内 保） 崎山議員。

○議員（崎山華英） ありがとうございます。

では、医療機関のほうで利用したいよということで伝えればいいということですかね。すみません。

○委員長（宮内 保） 崎山議員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 医療機関のほうで勧めていただける場合も結構ございます。

以上になります。

○議員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

（発言する人あり）

○委員長（宮内 保） ただいま戸村ひとみ議員より発言の申出がありました。おはかりいたします。会議規則第117条の規定により、戸村ひとみ議員の発言を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） では、戸村議員、また1点だけということで。

戸村ひとみ議員。

○議員（戸村ひとみ） では、1点だけ。1点だけできるのだったら、もうちょっと前にしておけばよかったなと思うんですけども、衛生費のほうで、環境課長に、先ほど松木委員のほうから質疑があった、その関連でなんですけれども、今、ボランティアの方がビーチクリーンとかゴミゼロのときとかに使っているブルーのごみ袋がございますでしょう。私、結構それを頂くんですけども、もちろん無料で区に渡したりとか、あとビーチクリーンをやってくれる人に渡したりとかしていращやと思うんですけども、あれは令和3年度何枚出していますか。1枚の単価を教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） すみません。申し訳ございません。ごみ袋を令和3年度中何枚購入したか、また1枚の単価というのは、今、手元の資料がございませんので、後ほどご報告したいと思います。よろしくお願いします。

○議員（戸村ひとみ） お願いいたします。

といいますのも、恐らくこの消耗品費か何か……

○委員長（宮内 保） 戸村議員、挙手してから発言をお願いします。

戸村議員。

○議員（戸村ひとみ） すみません。消耗品費の中に入っていると思うんですけども、ただで市民の方あるいは市民じゃない方にも、ビーチクリーンなんかしてくださる方に渡しているものの管理を、以前もちょっと私、委員会だったか何かで聞いたことがあるんですけども、結構ぼんと下さるんですよ。ぼんと下さるのはいいんですけども、やっぱりこれは全て税金で作ってもらって、それを渡してくださっているものなので、きちんと管理してほしいというのがあるんです。

市民の方から、あのブルーの袋になる前の袋が区民館に山のようにあるというのを言われたんですよ。どこの方が分からないです。電話をくださったので。その前のやつを使わないで、どんどん市のほうから、ゴミゼロというブルーのやつを送ってくると言うんです、世帯数だか何だか分からないですけども。それで、ブルーのを今使っているけれども、では前の白いやつはごみとして捨てるのかと言われたんですよ。それをちゃんとやってくれと言われて、私、自分のところの区民館の中にはそれがちょっと分からなかったもので、実は環境課に行って、その旨、何か月前だろう、調べてくださいとお願いしておいたんですけど

も、つい先日行ったときも、まだそのお答えがいただけなかったもので、1枚はそんな大した金額じゃないからというような考え方があるとしたら、これは大きな間違いで、その辺の本当に1枚何円かのものから、きちんとした管理をしてほしいと思うわけです。

また、私は機会を見つけて、一般質問でも消耗品とか、あと備品とか、その辺の管理のことも聞きたいと思うんですけども、入りを増やして出を本当に削減していくのは、やっぱり1円単位での削減からお願いしたいわけです。市民の方からのそういった、白だか何だか分からない、ブルーになる前の袋、積み上がっているやつはごみにするのと言われてたときに、すごい衝撃だったんですよ。ですから、そこをぜひとも、令和3年度でどれぐらいの金額が使われていて、前の分をどういうふうにしたのかというのを非常に聞きたいところなんです。

○委員長（宮内 保） 戸村議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、今のご質問ですが、区民館等に大量に残っているというようなお話でした。それに関しては、今後、担当者のほうに、区にあるかどうかを確認させて、なければ袋をお渡しするように、きちんとその旨を各区長さんのほうに確認するようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、もう一点、すみません。続けてお答えしたいと思います。

先ほどの令和3年度に何枚作ったかというご質問と、あと1枚の単価ということ……

（発言する人あり）

○環境課長（高根浩司） 分かりました。先ほどの質疑に対してお答えします。

単価に関しましては、1枚当たり5.48円でございます。

あと、枚数ですが、枚数については5万枚作っておりまして、その合計掛ける5.48円ですと、30万1,400円を使っております。この支出なんですけど、以前、一般質問でご質問された、きれいな旭をつくる会、そちらのほうの経費のほうから事業費ということで出させていただいております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村議員。

○議員（戸村ひとみ） ありがとうございます。

きれいな旭をつくる会の事業費、そちらから出させてもらっていますといっても、それは税金でしょう。

(発言する人あり)

○議員（戸村ひとみ）　そうですね。なので、やっぱり1円単位でこだわりたいなというのがありまして、いっても30万1,400円、もう令和3年度で作っているわけですから、その前に残っているのも相当な金額の分が残っているんじゃないかと思いますので、ぜひとも調査して、前の分もごみにすることなく使ってもらいたいなというのがあるんですけども、よろしく願いしますと言ったら質疑にならないので、質疑でおしまいにします。ありがとうございました。

○委員長（宮内　保）　ほかに質疑はありませんか。

(発言する人なし)

○委員長（宮内　保）　特にないようですので、4款衛生費についての質疑を終わります。

(発言する人あり)

○委員長（宮内　保）　環境課長。

○環境課長（高根浩司）　先ほどの井田委員のご質問で、決算書の195ページになります合併処理浄化槽、なぜ補助金が1円単位なのかというところについてのご回答なんですが、1件だけ5人槽の補助の補助で、5人槽ですと上限が33万2,000円ということで端数は出ないんですが、これを計算するために補助対象経費を算出して、その40%が補助金になるんですが、その上限に達していなかったということで、1,000円未満の端数についても交付したということで、5人槽の補助金の関係です。それで1円単位ということで数字が出てしまいました。よろしく願いします。

○委員長（宮内　保）　ご苦労さまでした。

第4款衛生費についての質疑を終わります。

それでは、3款民生費と4款衛生費の担当課は退席してください。

しばらく休憩します。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩　午後　3時　1分

再開　午後　3時　2分

○委員長（宮内　保）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、5款労働費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については、着座で結構です。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課所管でございます5款労働費につきましては、本会議での補足説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） それでは、5款労働費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、5款労働費については質疑を終わります。

続いて、6款農林水産業費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 6款の農林水産業費につきまして、農水産課より、決算に関する説明資料によりご説明申し上げます。

説明資料の45ページをお願いいたします。決算書は211ページになります。

新規就農総合支援事業になります。

決算額は666万5,000円で、財源内訳の国県支出金443万5,000円は、国の新規就農総合支援事業です。そのほかの200万円は、ふるさと応援基金繰入金です。

この事業は、農業後継者不足が深刻な問題となっている中、就農意欲の喚起、就農後の定着及び就農者の増加を目的に各種支援をしたものです。

事業内容につきましては、親元就農チャレンジ支援金は市単独の補助事業で、国の新規就農総合支援事業の対象にならない親元での就農者に対して、年間20万円を最大で5年間支援するもので、11件、220万円です。

新規就農総合支援事業は国の補助事業で、独立・自営する新規就農者に対して年間150万円を最大で5年間支援するもので、4件、443万5,012円です。

事業効果につきましては、本事業の実施により、就農意欲の喚起につなげ、就農者の増加や就農後の定着を図りました。

続きまして、46ページをお願いいたします。決算書は211ページになります。

水田農業構造改革推進事業になります。

決算額は1億2,925万1,000円で、財源内訳の国県支出金3,764万7,000円は県単独補助金で、10アール当たりの補助単価により作付面積に応じて交付されます。一般財源は9,160万4,000円です。

この事業は、米価の下落や米の消費量が減少する中、水田農業を保持するために、飼料用米や転作作物の栽培などの取組に対し支援したものです。

事業内容は、水田自給力向上対策事業が県単独の補助事業で、固定団地型、定着支援型、拡大支援型の計3事業です。

転作作物推進事業は市の単独事業で、飼料用米への転作など5事業で、飼料米への転作は、耕種取組農家へキログラム当たり20円と、受け入れる畜産農家へキログラム当たり2円の補助をしております。

転作団地推進事業も市の単独事業で、麦と景観形成作物を3ヘクタール以上の団地化した場合に加算するものです。

なお、それぞれの面積と事業費は記載のとおりです。

事業効果につきましては、本事業の実施により、国や千葉県が推進する需要に応じた米生産の促進につながり、水田農業経営の安定を支援しました。

続きまして、47ページをお願いいたします。決算書は引き続き211ページになります。

園芸生産強化支援事業になります。

決算額は7,394万9,000円で、財源内訳の国県支出金5,393万3,000円は、県の園芸生産利用拡大支援事業と、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業です。一般財源は2,001万6,000円です。

事業内容ですが、園芸生産利用拡大支援事業は県単独の補助事業で、耕作放棄地解消の取組に対し、機械等の導入を支援するものです。

「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業は、園芸作物の生産力や品質の向上に必要な機械等の導入、生産施設の整備・改修を支援するものです。

施設園芸暖房用燃料高騰対策事業は、燃油を多く使用する施設園芸農家に対し、燃油価格の高騰に伴い生じた経費を補う市単独の補助事業で、燃油購入量1リットル当たり1円を支援するものです。

なお、それぞれの件数と事業費は記載のとおりです。

事業効果につきましては、本事業の実施により、施設園芸をはじめとした産地の生産力の強化拡大、生産コストの削減、物価高騰による経費負担の緩和や耕作放棄地の解消などを図りました。

続きまして、48ページをお願いいたします。決算書は217ページになります。

農水産業経営支援給付金給付事業になります。

決算額は4,224万8,000円で、財源内訳は全て国県支出金となります。

本事業は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経営に深刻な影響を受けている農水産業者に対し、事業の維持・継続を図るために、市単独施策として地方創生臨時交付金を活用して支援を給付したものです。支援金の額は、前年または前々年同月と比較して売上げの減少率が20%以上で10万円です。事業費は422件で4,220万円です。

事業効果につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の延長等により、経営に深刻な影響を受けた農水産業者の経営安定を図りました。

続きまして、49ページをお願いいたします。決算書は同じく217ページになります。

家畜防疫対策事業になります。

決算額は4,624万3,000円で、特定財源の1,250万円は地方債となります。

この事業は、家畜伝染病の発生、蔓延を未然に防止し、畜産経営の安定を図るため、牛の検査と牛・豚・鶏の予防接種の実施に対し、それぞれの予防接種の種類に応じて補助金を交付したものです。

事業内容は、家畜伝染病の法定検査として、牛のヨーネ病、予防接種として、牛がアカバネ病とウイルス性下痢・粘膜病、豚がオーエスキー病と豚熱、鶏はニューカッスル病を対象として補助しております。

なお、実施した頭数、事業費につきましては、記載のとおりです。

事業効果につきましては、本事業の実施により、家畜防疫を促進することができ、畜産経営の安定化につなげることができました。

続きまして、50ページをお願いいたします。

畜産環境フレッシュ事業になります。

決算額は328万2,000円で、全て一般財源です。

この事業は、畜産の臭気対策として、家畜排せつ物に対して消臭効果のある飼料添加剤や臭気分散資材の導入について助成し、臭気軽減効果の実証実験を行ったものです。

事業内容は、飼料添加剤の導入が4件、臭気分散資材の導入が2件で、それぞれ導入費用の3分の2以内で補助しております。臭気分散資材を導入した2件は、農場の原尿槽に蓋をして臭いを抑える対策と、畜舎側面に遮蔽壁を設置する対策を実施しました。

事業効果につきましては、実証実験の最終年として、3年間にわたり飼料添加剤や臭気分散資材の導入を支援した結果、苦情が減ったという生産者もあり、自主的な取組の促進につなげることができました。

続きまして、51ページをお願いいたします。決算書は219ページになります。

農業基盤整備事業になります。

決算額は6,526万6,000円で、括弧内の3,415万円は令和2年度からの繰越金になります。財源内訳の地方債6,170万円は、農業農村補助事業に対して借り入れることができる公共事業等債で、3,410万円は令和2年度からの繰越しになります。充当率90%です。一般財源は356万6,000円で、令和2年度からの繰越しは5万円です。

事業内容は、農地の利用集積などにより担い手の育成を図るため、ほ場整備と併せ、農業用排水路や農道の整備を行っている市内3地区の県営土地改良事業に対し、負担金を支出したもので、上の表の上段の経営体育成基盤整備事業は、飯岡西部地区の排水路工事等です。下段の広域農業基盤緊急整備促進事業は、豊和地区及び春海地区の用水路工事等です。

下の表は令和2年度繰越明許分になりまして、上段は飯岡西部地区の用水路工事等です。下段は豊和地区の用水路工事等です。

なお、それぞれの工事内容と事業費は記載のとおりです。

事業効果につきましては、本事業の実施により、効率的・安定的な農業経営の育成を目的とした農業基盤の整備を促進することができました。

以上で、議案第1号、農水産課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、6款農林水産業費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

島田恒委員。

○委員（島田 恒） 決算書の223ページですけれども、決算書のほうです。林業総務費の一番右側の3番ですけれども、その中の18で有害鳥獣駆除事業279万円ほどなんですけれども、この事業は大変必要だと思うんですけれども、事業実績ですけれども、この数字だと思うんですよ。説明資料にないので、事業効果というのがどれくらいあるのかなということで伺いたいんですが、実は、今もイノシシが市街地に出たり、キョンだか鹿だか分かりませんが、そういうものが出ている。ただ、実際に被害をすごく受けているのは、畑、水田という、山の上のところで、例えば飼料作物のデントコーンなんかはイノシシの家族にぐちゃぐちゃにやられてしまう、そういう状況があって、また家畜防疫なんかにも関係がありますけれども、基本的にはイノシシというのは豚みたいなものですから、豚熱なんかの原因にもなるんです。

そういった意味では、この279万円という支出だけでも、実際には有害鳥獣駆除事業というのはどれぐらいの事業効果があるのか。どれぐらいイノシシがかかったとか、箱わなに何頭かかったとか、くくりわなはなんて分からないかもしれないけれども、事業効果としてはいかなものなんでしょうか。上がっているものなのかどうか、そこを聞きたいです。

○委員長（宮内 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） イノシシの実績なんですが、令和3年度でいいますと10頭捕獲されています。

それから、この事業は、電気柵の設置のほうも補助事業をやっているんですけども、9件実施していただいております。

いろいろ豚熱なんかの心配、これは畜産農家もかなり心配されているところなんです、その辺はなかなか捕獲という部分で実績が上がらない部分があるんですが、猟友会のほうと連絡を密にして、目撃情報があれば猟友会にお願いして、箱わなとか、くくりわなの設置を今お願いしている状況です。

○委員長（宮内 保） 島田委員。

○委員（島田 恒） マイクの具合が悪いので地声でいきたいと思いますけれども、猟友会の方々もうだいぶ高齢化してしまして、人数も減っているということで、負担も大きいと思うんです。あくまでも、こういうわなとかというのは、旭市管内で対応するというか、銚子市と東庄町があって、いろいろやっている。その辺の連携なんかというのはしているんでしょうか。少なくともこちらが聞いている範囲で、そういう相互連携というのはあるんですか。

○委員長（宮内 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 猟友会同士で相互連携をやっているかという、そこまではちょっといっていないのかなという状況です。イノシシとかは住所がないので、いろいろな地域を行ったり来たりというところで、もし広域的な防除ができれば、それは大変効果的なことだと思うんですが、なかなか今、そこまでは猟友会の中で話はできてはいないのかなというところがございます。

○委員長（宮内 保） 島田委員。

○委員（島田 恒） 承知しました。ありがとうございます。

○農水産課長（池田勝紀） あと、県のほうは一応それぞれの猟友会にお願いして、サーベイランス検査というんですか、捕獲したイノシシを検査して、それが豚熱に感染しているかどうかというところで検査をしているようなんですが、当地区の猟友会はなかなかそこまでは手が回っていない状況で、東庄町のほうはそういうのをやっているというのは聞いています。

○委員長（宮内 保） 課長、答弁のほうも挙手をしてからお願いします。

そのほかに。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 私は農家でないもので、分からないので、ちょっと聞くんですけども、説明資料の46ページ、211ページに水田農業構造改革推進事業というのがありますね。要するに転作関係で、今、請願が出ている中でも書いてあって、ちょっと勉強しているんですけども、最近というか、来年からなのか、転作というところは年に1度水を張らなければいけないという形の、今、転作の条件がつきつつあるということを聞いているんですけども、旭市もそういう状態でもって、かなり困難なところが出てくる可能性があるんですか。ちょっとその辺のことを教えてください。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 一応国では、5年間水張りを行わない、今まで水田、転作とかという部分で水田として見ていたところは、5年水張りを行うというところであれば、もう今後は……

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） そうですね。ブロックローテーションとかで5年に1回でも水張りをやれば大丈夫なんですけど、5年丸々もう水張りもしないというところになると、それはもう畑と同状態でしょうということで、水田構造改革の中の事業からは外されるということになります。

ただ、今、国のほうもいろいろな、ウクライナ状況とかで自給力を上げなければいけないと。国としても、これは食料安全保障だと言っていますので、別のメニューで麦とか大豆とかという部分で支援はしてくるのかなと、予想ですけども、そんな流れなのかなと今感じています。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 残念だと非常に思っております。

それで、説明資料の50ページの畜産環境フレッシュ事業についてお聞きします。

この前、ホームページのところで取ったんですけれども、畜産環境フレッシュ事業実証実験結果報告というのがホームページに載っているでしょう。それで、4つの農場でもって令和元年から3年までと、それから2年から3年まで4か所やって、それでもって取組農場モニタリングとかという形でもって、これは今年の3月14日に調べたやつなんですけれども、なぜこれを調べたかというのと、養豚農家の臭いの問題で相談を私は受けたわけです。それで、農水産課や環境課にもご相談に行ったんですけれども、先ほどちょっと話がありましたが、その結果はよかったんだか悪かったんだか分からない状態なんです。これはもう少し綿密にいろいろと試行錯誤しながら、さらに何年か進めてもらいたいなと思っているんですよ。

というのは、ある地域で隣の家豚舎の改築後にかなりの臭気があったというご相談があって、その方はもう怒り心頭に来ているわけです。松木さん、何とかしてくれよと言ったって、私ができるわけでないので、弁護士さんに法律相談をしました。法律相談をして、農家の臭気の問題は、数は少ないけれども、裁判所に訴える方法もなきにしもあらずだという結論を最近もらったんですよ、先週の土曜日に。そうすると、それでもってけんかさせたって始まらないわけで、こういう対策がもしできるのであれば、じっくりやって、施設の改善の問題もあるだろうけれども、隣同士ですから、ぜひ解決してあげたいなと思って関心を持っているわけなんですよ。

環境課の評価もあるでしょうけれども、農水産課の実感としては、これはどうなんですか。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） その事案の際には、大変お世話になりました。

市全体といいましょうか、臭気という部分では、今日明日でなかなか解決できる問題ではないと思っています。そのため、引き続きいろいろな可能性を試しながら解決したいと思います。

近隣でいろいろやっぱり、今の事例でいうと、もともと両方とも住んでいらっしゃるんです。ずっと我慢していた部分があるのかもしれないし、養豚農家のほうもちょっとおろそかになっている部分もあるのかなと思います。その辺はいろいろな状況があると思うんですが、農水産課としましては、畜産農家に対しましては、飼養衛生基準というのを、飼育するに当たり、いろんな基準を守らなければいけない。そういうものを守らないと、今後、補助事業も受けられないよというところで、国もいろんな方策を立てているところです。

そういった中で、やっぱり畜産農家自ら、こういった事業を自らやりたいということで言ってくれる農家さんも増えてきていますので、そういった部分では意識改革もだんだんしながら、それからまた、ふん尿を堆肥処理するいろんな事業もありますので、そういったものを有効に活用してもらって、一つ一つ解決していければと考えます。

○委員（松木源太郎） よろしく申し上げます。これから私もいろいろお手伝いしたいと思っていますけれども、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

菅谷委員。

○委員（菅谷道晴） 親元就農チャレンジ資金ということで、これは後継者不足のすばらしい事業の支援金だと思うんですが、農業だけじゃなくて、水産業、中小零細企業、個人店主もこの悩みというのはかなりあると思うんですよ。商工観光課も関わる案件だと思いますけれども、ご検討していただければ非常にありがたいなと。

以上です。

○委員長（宮内 保） 菅谷委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 農水産課として、なかなか就農問題というのは結構、全国的にもそうなんですが、問題になっていると思います。そういった中で、国・県の補助は、新しく農業を始める、投資が必要な人に対してかなりの補助はあるんですが、前々から親元に専従者として入る、そういった後継者に対しては、なかなか今まで支援がなかったという状況で、それで旭市としましては、そういった部分に対して、国・県の補助事業の隙間というところで、このチャレンジ支援事業というところでやっているところです。

水産業なんかにしても、旭市の水産は、どっちかという大きな水産会社に従業員として就職するという人が結構多いので、水産の関係ではあまりそういった声は上がってきていないというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 中小の事業者さんというお話もございました。

商業関係につきましては、特段市のほうでの後継者の事業というのはないんですけれども、県のほうで、ちょっと性格は違うんですけれども、事業承継を順調に進めるために、それを手助けするための千葉県事業承継・引継ぎ支援センターというのがございまして、こちらの

ほうで、親族内での承継であるとか、例えば後継ぎがない場合、従業員の方に継いでもらうとか、また、別の全く赤の他人なんですけれども、同じような職業をしていて、その職業を承継してもいいという方のマッチングとか、そういったものをやっている機関がございます。そういったところを市や商工会さんを通じてご紹介しながら、事業を継承していく、承継していくというような支援の仕方がありますので、そういったところを支援したいと思っています。

以上です。

○委員（菅谷道晴） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。市独自でも幾らでも結構でございますから、後継者ができることによって、また人口増加、承継することによって従業員も増えるかもしれないですし、市独自としても商工業に対して支援していただければ非常にありがたいので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 私は、先ほど松木委員がお尋ねになりました臭気対策の件でお尋ねしたいと思います。

飼料添加剤について補助金を出していますよね。その効果はどのぐらいありますか。

○委員長（宮内 保） 遠藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 3年間実証ということでやってきている中で、数値でいろいろという話もあるんですが、最終的には人が臭いをかいでどうだというのが最終的な判断になるらしいんですけども、なかなか臭気は、よほどないはずなのに、かぐと相当やっぱり人によって感じる部分があるということで、人の感じ方によってもいろいろあるということで、効果という部分では、この添加剤はすごく効くよとはっきり言える代表的なものというのはなかなかないのかなという中で、畜産農家さんもいろんな情報を仕入れながら、よりいいものをというところで使っているというところで、そこに支援をさせてもらっているという状況です。

○委員長（宮内 保） 議案審査は途中でありますが、午後3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時40分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

ほかに質疑はありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） すみません。またしつこく臭気対策のところなんですけれども、実証実験の最終年とあるんですけれども、実験と言われますと、私、大学、大学院と有機肥料の作成をずっとやってきたので、実験と言われると、臭いの感覚というのは、まずデータとしては信憑性はゼロです。数字として、もし、もしというか、必ず表さなきゃ駄目だと思うんですよ、実験であれば。であれば、ガス検知管を使ったり、そういったことで数値を20項目ぐらい、費用をかければ、すぐデータとして出るので、そういったことをやって実証実験ということ言っていいただければと思います。

あと、もう一点なんですけれども、45ページの新規就農総合支援事業についてなんですけれども、震災の前あたり、都内から農業研修生を結構私のところでも受入れをされていて、アパートの部屋を借りて、そこに住まわせていたときに、農水産課のほうから初年度たしか2万円ぐらい、2年目以降から5年目まで月四、五万円ぐらい頂ける補助金があったんですけれども、途中でその事業が取りやめになってしまったんですけれども、今、移住・定住を考えるにおいて、農業にちょっと触れてみたい、将来的に農業をやりたいけれども、就農するまでのまだ意欲もないしという人たちに最適な補助金だと思うんですけれども、それについて課長の見解を述べていただければと思います。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） まず、臭気の指数というんですか、一応その当時、21という数値から1になったというデータがあります。この実証実験は、県のほうもいろいろ検査とかという部分で協力していただいて、3年終わった段階で、報告書というのを一応もらえるはずではあったんですが、まだ県のほうで最終的な報告書というのが作成されていないというところで、まだ来ていないんですが、数値的にはそういった数値も捉えながらやっているというところです。

あと、新規就農、前にそういった事業があったのは、ごめんなさい。勉強不足で知らなかったんですけども、令和4年度から営農団体とかそういう、企業じゃない、ありますよね、農家の……

(発言する人あり)

○農水産課長(池田勝紀) そう。法人とかに就職して、市外から転入してきて、そういったところで、まず研修というんですか、農業をそういうところで学んでもらって、次にステップアップしてもらいたい、そういう思いもありまして、令和4年度から転入農業者チャレンジ支援金という事業を今年度新しく始めたんですけども、それは月額5万円、アパート代の上限、月額5万円ということで最長3年間というところで、今年からそういうものを設けたので、先ほど常世田委員がおっしゃったような、似たような支援だと思しますので、そういった方がいらっしゃいましたら、この事業を、令和4年からありますので、どうぞ活用していただきたい。また、知っている人がいらっしゃいましたら、農水産課のほうに案内していただければと思います。

○委員長(宮内 保) ほかに質疑ありませんか。

(発言する人あり)

○委員長(宮内 保) 戸村議員、ちょっとお待ちください。

ただいま戸村議員より発言の申出がありました。おはかりしたいと思います。会議規則第117条の規定により、戸村ひとみ議員の発言を許可することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

○委員長(宮内 保) それでは、ご異議がありますので、起立によって採決をいたします。

戸村ひとみ議員の発言を許可することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮内 保) 賛成少数。

よって、戸村ひとみ議員の発言を許可しないことに決定いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(宮内 保) 特にないようですので、6款農林水産業費についての質疑を終わります。

続いて、7款商工費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、7款商工費につきまして、お手元の決算に関する説明資料によりご説明をいたします。

52ページをお願いいたします。

商業活性化推進事業です。決算書では231ページ、備考欄4及び5になります。

決算額は7,590万9,000円で、財源の内訳は国からの交付金、これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、こちらが4,301万5,000円、その他は、ふるさと応援基金からの繰入金で720万、一般財源が2,569万4,000円となっております。

決算額欄の下段、括弧書きの321万5,000円は、この後にご説明いたしますが、プレミアム付商品券の発行事業のうち令和2年度からの繰越分の額であり、全額国からの交付金、地方創生臨時交付金を充当しております。

本事業は、地域商業の活性化のために、商業組織等が行う各種事業に対し、助成を行うものでございます。内容といたしまして、まず事業内容の欄をごらんいただきたいのですが、空き店舗活用事業補助金につきましては、市内の空き店舗を活用して事業を行う際の改装費及び賃借料を補助するものでございます。

次の旭市商店街振興事業補助金につきましては、市内の商店会等の運営費補助及び旭市商業振興連合会が実施するプレミアム付旭市共通商品券発行事業への助成でございます。このうち、商品券発行事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞する地域経済活動への影響に鑑みて、令和2年度に続き、プレミアム率を30%にするとともに、商店が負担する換金手数料3%分についても、事務費補助として市で助成することで店舗の負担軽減を図り、事業への参加を促しました。

次の旭市商店街等活性化事業補助金は、市内の商店会が実施する売出しイベント等に対する助成でございます。

一番下になりますが、旭市商店街等施設及び景観整備事業補助金については、商店街の駐車場借上料及び商店会等が実施する街路灯などの整備に対する助成でございます。

これらの事業の実施件数及び事業費等につきましては、事業内容に記載のとおりでございます。

本事業の効果といたしましては、商店街が実施するイベントへの助成、プレミアム率を増額した商品券発行事業を行うことで、市内商店街の振興、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ地域経済の回復に向けての一助になったものと考えております。

続きまして、説明資料の53ページをお願いいたします。

中小企業等経営支援給付金給付事業です。決算書では233ページ、備考欄11になります。

決算額は7,337万7,000円で、全額国からの交付金、地方創生臨時交付金を充当しております。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化・拡大化により経営に深刻な影響を受けている市内中小企業者等に対して行った支援でございまして、令和3年4月から9月のいずれかの月の売上げが前年または前々年の同月と比較して20%以上減少した事業者に対して、一律10万円を給付いたしました。

事業の内容といたしましては、記載のとおりでございまして、給付件数の合計が728件、給付額は7,280万円でした。

本事業の効果といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や行動制限等で深刻な影響を受けていた市内中小企業事業者を支援の対象としたことで、事業の維持・継続のための一助となったものと考えております。

続きまして、資料の54ページをお願いいたします。

観光振興対策事業についてご説明いたします。

こちらは、観光資源創出プロモーション事業及び観光イベント事業の2事業でございます。

決算書では、観光資源創出プロモーション事業が235ページ、備考欄の2に、観光イベント事業が決算書239ページ、備考欄5になります。決算額は両事業合わせて1,100万7,000円で、財源の内訳といたしまして、その他874万円の内訳は、災害復興基金が749万円、地域振興基金が125万円を充当いたしました。一般財源は226万7,000円でありました。

本事業は、市の観光資源を生かした観光PRや各種イベントを行うとともに、新たな観光資源の創出を図り、観光の振興を図るものです。

まず、観光資源創出プロモーション事業の主なものとしまして、上から3番目になりますが、広告料でございます。こちらは市内の観光スポットを描いたラッピングバス、これは高速バスになりますが、こちらの運行や、旭市の観光PR番組の放映料で、事業費は244万9,600円となっております。委託料は、「恋する灯台」として積極的にPRしている飯岡灯台のライトアップイベントの業務委託等で、事業費は121万円となっております。

本事業の効果でございますが、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、市の観光イベントのほとんどが中止となり、また海水浴場や市営プールも開設することができませんでした。このような中ではありましたが、各種観光プロモーション事業の実施により、

コロナ禍で停滞する市の観光産業の振興に資することができたものと考えております。

次に、観光イベント事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどのイベントが中止になりましたが、その中で、補助金としては、スターライトファンタジーへの補助金として98万5,948円を支出いたしました。その他、袋東ため池へのヘラブナの購入や桜まつりに係る各種委託料などの支出を行いました。コロナ禍において、でき得る範囲でのイベントを実施いたしました。

以上で、7款商工費についての補足説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、7款商工費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 説明資料の54ページ、ただいまご説明ありました観光イベント事業、補助金云々に関することですが、あさひ砂の彫刻美術展がコロナでできなかったと。今後の見通しはどのようにお考えかお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 砂の彫刻につきましては、実施団体様のほうから、令和3年度当初より、今年は実施しないというようなお話がございました。本年度についても同様でございまして、次年度以降の予定についても、現状のところは未定ということで、お話のほうは、今のところ、うちのほうには届いておりません。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田 恒） 説明資料の52ページ、プレミアム付共通商品券なんですけれども、住民にとっては3割上乘せして使えるということで、活性化のためには大変いいかなと思うんですけれども、あくまでもこれは紙ベースのものですから、いろいろな発行手数料だとか、あるいは回収したり、それから精算したりという手間が結構大きいと思うんです。

この事業を進める上で、例えばデジタルで、例えばスマホのアプリでそういうものを配れるような、もう既にできていると。あるいは道の駅なんかではK i r a c aでしたっけ、あ

あいうプリペイドカード式のもの、高齢者にとっても、あいうものであれば、プリペイドカードだったら非常に使いやすいし、若い方々はアプリでもしこれができるならば、非常に発行手数料も安くなる。それから一番大きいのは、どこで誰がどのような形で使ったというデータベースというか、そういうものが取れる。紙ベースでやると、出っきりで終わりなんですよね。在庫管理だとか、残高管理だとか、非常に簡単になってくる。そういうようなデジタルというか、そういうものの検討は、こういうものを発行する上で行われたのかお聞きしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） このプレミアム付商品券発行事業につきましては、旭市商業振興連合会のほうに委託をして、お願いをしているところです。商振連さんのほうは、もともと自分たちが行っている商品券の発行事業等を発展させるような形で、プレミアム付商品券発行事業ということで、工夫しながらやっているというところがございますが、現時点でデジタル化というような検討というのは、多分なされてはいないのかなというふうに想像できます。

ただ、委員に今ご提案いただいた件というのは、やはりいろいろ全国的にも事例とかも出てきているようですので、来年度以降、どういう形で要望がまた上がってくるか分からないですけれども、事務を進捗するに当たって合理化も図れるという点もありますので、その辺についても、こちらからご提案をさせていただいて、商振連さんのほうがそれに対応できるかどうかちょっと分からないですけれども、今後の課題として、その辺は提案のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 島田委員。

○委員（島田 恒） ありがとうございます。

コスト的なものもあるし、人件費的なコストもあるし、実際にかかるコストもあるし、これについては、各市町村いろいろな先行事例がありますので、そういう形で検討もこれから必要なのかなというふうに思った次第です。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありますか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 同じく52ページ、商業活性化推進事業なんですけれども、空き店舗活

用事業補助金、本年度すごくたくさん応募があったと思うんですけれども、今年度は補正でかなりたくさん入れたと思うんですけれども、来年度はまた補正でという形になるのか、最初から募集件数は多い数でいくのか、その点についてお聞かせください。

あと、もう一件なんですけれども、先ほど島田委員が触れましたプレミアム付旭市共通商品券、若い世代の人は買物をしないから、あまり買わないんですけれども、買うタイミングがあるんですよね。中学校にお子さんが入学するとき、そのときは目の色を変えて買います。ただ、それで果たして市民の公益性というのは守られているのでしょうかというところがちょっと疑問だったりするんですけれども、その点についてお考えをお聞かせください。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） まず、空き店舗の関係でございます。

今年度、当初予算で新規に賃借料と改装費、両方とも4件ずつという形で、6月の補正でそちらのほうを膨らませて、改装費のほうでトータル11件、賃借料含めると13件分の予算ということで、6月議会の際にもご指摘いただいたんですが、当初予算を上回るような形になりました。

現状、今のところ、結構やはり申込みのほうがございまして、補正で対応した分についても、ほぼもうこれは年度内に要望のほうにお応えするような形になってしまう。もしかしたら、また足りなくなる可能性も出るかなというふうなニュアンスもちょっと感じております。となりますと、来年度も、やはり同等ぐらいの事業規模のニーズがあるのかなというふうに今のところは踏んでおります。その辺は、商工会さんのほうにも、多分創業の関係でご相談等もあると思いますので、その辺の情報収集もしながら、来年度に向けた事務量というものを考えたいというふうに考えております。

あと、プレミアム付商品券、若い世代ということで、今年については、やはり年度当初から、5月ぐらいから申込みを始めたというところでございます。お役所仕事のなところでございます、やっぱり4月スタートというふうになってしまうと新学期のあれに合わないところも多分ございますが、やはり委員がおっしゃるように、お客様というか、買うほうのピークを見定めるというのも大切な一つのファクターかなというふうに思います。その辺、私のほうの考え方がちょっと足りていない部分もございました。そういった部分も参考にさせていただいて、次年度以降考えたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、7款商工費についての質疑を終わります。

続いて、8款土木費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、8款のうち、建設課所管の事業につきまして補足説明を申し上げます。

お手元の決算に関する資料により、8事業を説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、補足資料といたしまして、表紙に令和3年度決算資料（業務委託・工事）とございますものも配付させていただいております。内容は、予算科目・事業別工事等一覧表となります。説明の中では、工事等を一覧表として掲載ページをお示しさせていただきますので、参考としていただきますようお願いいたします。

それでは、説明資料の55ページをお開きください。

急傾斜地崩壊対策事業です。決算書では247ページになります。上段の備考欄4番です。

説明資料に戻りまして、上段、決算額は1,022万8,000円です。財源内訳は、地方債として防災対策債が850万円、一般財源で172万8,000円です。

事業内容は、飯岡地域横根地区ののり面復旧工事としまして、工事請負費857万3,400円です。

負担金補助及び交付金については、海上地域の見広地区で千葉県による急傾斜地崩壊危険区域の事業化に伴い、土質調査費用などの一部負担金としまして165万4,180円です。事業費合計は1,022万7,580円です。

続きまして、資料の56ページをお願いいたします。

道路新設改良事業です。決算書では247ページになります。備考欄は2番、3番、4番です。

説明資料に戻りまして、上段、決算額は1億8,293万1,000円です。財源内訳は一般財源で、1億8,293万1,000円です。括弧書きのうち、上段は繰越明許分の金額で、下段は事故繰越分の金額となっております。

事業内容は、市道の拡幅改良や側溝整備、舗装新設です。

上段が現年分の事業内容です。主なものは表中の2段目、工事請負費で道路改良工事9件、

道路排水工事19件、道路舗装工事 1 件、事業費は 1 億3,477万200円です。現年分の事業費合計は 1 億4,262万3,402円です。

続きまして、中段の表になります。令和 2 年度繰越明許分です。主な内容は工事請負費で、道路排水工事 2 件、事業費は3,037万4,100円です。

続いて、下段の表になります。令和 2 年度事故繰越分です。主なものは工事請負費で、道路改良工事 1 件、道路排水工事 1 件、事業費は858万3,100円です。事故繰越分の事業費合計は993万3,906円です。

これらの事業につきましては、工事等一覧表では14ページ中段から17ページまでの表となります。

続きまして、説明資料の57ページをごらんください。

蛇園南地区排水路整備事業です。決算書は249ページになります。備考欄 5 番です。

説明資料に戻りまして、上段、決算額は4,151万3,000円です。財源内訳は、合併特例債で 3,290万円、一般財源で861万3,000円です。

主な事業内容は工事請負費で、道路排水工事 1 件で4,146万8,900円です。事業費の合計は 4,151万2,900円です。

次に、説明資料の58ページをお願いいたします。

旭中央病院アクセス道整備事業です。決算書では249ページになります。備考欄は 6 番です。

繰越明許の事業となります。説明資料上段、決算額は 1 億6,635万7,000円です。財源内訳は、国からの交付金3,740万円、合併特例債 1 億2,250万円、一般財源は645万7,000円です。括弧書きは繰越明許分の金額となっております。

事業内容は工事請負費で、道路改良工事 9 件、事業費は 1 億6,635万7,400円です。工事等一覧表では19ページとなります。

当該路線につきましては、全体事業が完了しまして、本年 3 月30日に全線供用を開始しております。

次に、説明資料の59ページをお願いいたします。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業です。決算書は249ページになります。備考欄 7 番です。

説明資料上段に戻りまして、決算額は 5 億6,945万4,000円です。財源内訳は、国からの交付金 1 億8,359万9,000円、合併特例債 3 億6,320万円、一般財源は2,265万5,000円です。

主な事業内容としまして、委託料のうち、ＪＲ東日本とのトンネル部の鉄道横断工事委託が５億２,９７０万１,０６５円です。工事請負費は道路改良工事１件、事業費３,１５３万円です。以上、事業費の合計は５億６,９４５万４,３６７円です。工事等一覧表では２０ページとなります。

続きまして、説明資料の６０ページをお願いいたします。

南堀之内バイパス整備事業です。決算書は２４９ページになります。備考欄は８番、９番です。

説明資料に戻りまして、上段、決算額は１億１,６０１万１,０００円です。財源内訳は、国からの交付金４,５９８万５,０００円、地方債は６,８１０万円です。地方債の内訳としましては、現年分が過疎対策事業債で３,３７０万円、下段の括弧書きの繰越分が合併特例債で３,４４０万円です。一般財源は１９２万６,０００円です。

現年分の主な事業内容は工事請負費、道路改良工事２件、６,７９９万円で、事業費の合計は７,１１７万５,０００円です。

続きまして、令和２年度分繰越明許分です。道路改良工事４件、事業費は４,４８３万６,２００円です。

工事等一覧表では２１ページから２２ページとなります。

続きまして、説明資料の６１ページをごらんください。

震災復興・津波避難道路整備事業です。決算書では２５１ページになります。備考欄、１０番、１１番です。

説明資料上段、決算額は３億７,４３３万円です。財源内訳は、国からの交付金１億１,２２６万円、地方債については３,１００万円で、内訳として公共事業債１,９２０万円と緊急防災・減災事業債１,１８０万円であります。その他の９１９万１,０００円は災害復興基金繰入金です。一般財源は２億２,１８７万９,０００円です。括弧書きは繰越明許分の金額となっております。

現年分の事業内容のうち、主なものは表の中段、工事請負費で、道路改良工事６件、事業費は５,８５５万３,０００円、内訳は椎名内西足洗線の工事４件、横根三川線の工事２件を実施いたしました。現年分の事業費は合計で６,６４６万７,６８３円です。

続きまして、下の表になります。令和２年度繰越明許分です。主なものは工事請負費で、椎名内西足洗線の道路改良工事１３件、横根三川線の工事１件を実施しました。事業費は２億８,３２５万４,９００円です。繰越明許分の事業費は合計で３億７８６万１,７８２円です。

工事等一覧表では、２３ページから２４ページとなります。

続きまして、説明資料の６２ページをお願いいたします。

冠水対策排水整備事業です。決算書は251ページになります。備考欄12番、13番です。

説明資料上段、決算額は4,280万8,000円です。財源内訳は、合併特例債3,310万円、一般財源は970万8,000円です。下段の括弧書きは令和2年度事故繰越分の金額となっております。

現年分の主な事業内容は委託料で、調査設計委託4件で、事業費は681万3,300円です。そのうち2件は、旭地域のハ地区と、海上地域の高生地区で測量業務委託をそれぞれ実施したもので、事業費は494万2,300円です。また、工事請負費は旭市イ地先の地域排水工事3件、事業費は2,388万4,300円です。現年分の事業費は合計で4,153万1,964円です。

続きまして、下段の表になります。令和2年度事故繰越分です。工事請負費として地域排水工事1件で、事業費は127万6,000円です。

工事一覧表につきましては、25ページから26ページの表をごらんください。

以上、議案第1号、建設課所管の補足説明を終わりといたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、都市整備課所管の事業についてご説明いたします。

説明資料の63ページをごらんください。

事業名、住宅リフォーム事業です。決算書は263ページ下段、備考欄7から265ページになります。

本事業は、市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、個人が行うリフォーム工事費用の一部を補助するもので、決算額は2,385万2,000円です。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金は社会資本整備総合交付金で1,073万3,000円、地方債は過疎対策事業債50万円で、申請のリフォーム工事のうち、干潟地域内の工事を対象としています。

事業の具体的な内容は、個人の住宅を市内業者によりリフォームした場合に、工事費用の10分の1以内を補助するもので、補助金の限度額は20万円です。令和3年度は150件の申請者に対し、補助を行いました。うち、過疎対策事業債の対象である干潟地域内の工事は7件になります。

リフォーム工事の内訳としましては、外壁・屋根が95件、浴室・トイレ・キッチン等の水回りが35件、内装建具等が16件、玄関等が4件でした。

以上で、都市整備課の説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、8款土木費について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、今ご説明のあった、まずは住宅リフォーム補助事業についてお聞きします。

この申請、補助金の支払い実行というのは、業者からの見積りが上がってきた時点で先行して支給するのか、それとも工事が見積りどおり行われたことを役所が確認してから実行するのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、お答えいたします。

補助金の支払いについては、完了実績報告を、年度なので、年度の1月末までに出していただいて、それをもって実績として補助金をお支払いすることになります。

以上です。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） では、続きまして、決算書253ページの都市計画基礎調査等業務委託料352万円とあるんですが、これは今年度から都市計画制定業務が始まったと思うんですが、今年度から始まった業務と、3年度のこの基礎調査業務というのは、関連性はあるんでしょうか。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、お答えいたします。

この都市計画基礎調査は5年に1度調査しているもので、都市計画区域の拡大、変更と直接は関係はございません。県から負担金を、うち一部頂きまして、市内の土地利用であるとか、建築物の利用状況であるとか、そういった調査を5年に1度やっているものでございます。令和3年度に実施いたしました。

以上です。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） あと、最後の質問なんですが、先ほど建設課の実績を出していただいたんですけれども、今、土木工事においては建設業者が役所と同じソフトを持っていて、入札

ですけれども、ある程度最低金額で並んでくじ引が行われているような話を聞くんですが、建設課発注の工事のうち、だいたい何割程度、最低制限が並んで、くじ引になる工事があるのかを教えていただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、お答え申し上げます。

建設課で入札を実施したものにつきまして、現在、手元に詳しい資料がありませんので、正確な数はお答えが難しいんですけれども、県の単価等、決まった単価を利用して設計したものについては、まず業者さん側で同額の金額を積算することが可能と考えます。でありますので、市のほうで独自の見積りやらを使ったものについては、金額はそろってまいりませんが、独自の見積りを使用していないものについては、ほとんど同額での入札となって、中には違う、もちろん同額をはじけない、はじける問題もありますが、一応くじ引になるものがかなりの数あるのは事実でございます。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 土木費の中で239ページ、繰越明許だけれども、予算額に対して2割ぐらゐの繰越明許がありますね。これはどういう金額ですか。

○委員長（宮内 保） 遠藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 239ページでよろしいですか。

市で実施します道路工事、主に道路工事でございますが、一般的な繰越しになってしまう最大の要因は、やはり区域が水田地帯ということで、水田地帯の工事ということで、稲作終了後に着工するというような、この近辺独特の事情によるものが一般的な繰越しになる原因かというふうに、一本一本ではなくて全体でということで問われますと、そういったことが原因になることが多いというふうに認識しております。

それと、もう一点は、道路工事の中で電柱の移設等が多々ございまして、こちらにつきましては、もちろん従前からNTTさん、東電さんと調整はしているんですが、あくまで相手方の都合による工事ということになる場合が多いですので、そういったことで繰越事業になる場合が多々ございます。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 今の水田地帯というのは、言い訳になりませんよね。ここはずっと水田地帯、農家の多いところだから、しょうがないと思いますけれども、これはこの言い訳にはならないと思います。

ただ、今の電柱とか、ほかの業者の関係だから、これは直してもらわないと進まないということは分かります。この辺のことをよく考えて、また設計とか予算を組んでももらいたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 遠藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 委員ご指摘のように、しっかり年度内完了を目指して事業を実施してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 説明書の62ページ、冠水対策排水整備事業について質疑いたします。

事業内容のご説明の中で、地域排水工事3件、地名としてはハ、高生、そしてイというご説明がございましたけれども、この3地域の冠水対策排水事業というのは、もう終わったんでしょうか、お尋ねします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） ただいま3地区ございまして、高生地区とハ地区につきましては、これは継続的に今後実施していく排水対策事業でございまして、今回、今年度も設計業務委託をしておりますが、その前段で測量業務を実施したものでございます。

イ地区につきましては、サンモールわきの水路につきまして、継続的に実施している事業でありまして、まだ継続事業中であります。予定としましては、もう数年継続して実施していく予定のものでございます。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） そうしますと、まとめて令和4年度、今年度、冠水対策事業としては、ハ、高生、イ、プラスどこかあるんですか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 今年度、その3地区を継続して実施しております。ハ地区と高生地区については、現在、設計中でございますので、今年度も設計業務委託でございますので、実際に目に見える工事を実施するということではございませんので、今後、予算化して実施していく継続事業ということでございます。イ地区は、ご存じのように継続的に実施しているもので、こちらについては、通行等ご不便をおかけしている部分もありますけれども、よろしく願いいたします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） そうしますと、冠水対策工事を目に見えて行っているというのはサンモール近辺のイ地区と、それ以外にはありますか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） お答えいたします。

蛇園南地区におきまして、継続的に排水整備事業を実施しております。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 今、お話が出た説明書の62ページの冠水対策排水整備事業のうちのイの地区のことをちょっと聞きたいんですけれども、一昨年、サンモールの西側をやって、今年度遅れでもって、その南側をやっておりますけれども、これはJ Rの下部分がかなり細くなっていて、私が今、家を建てたところのちょうど曲がり角のところが、少し雨が降ると道路まであふれるんです。それはどういう形でもって、今、最終的に設計されているんでしょうか。ちょっとお聞きしておきたいと思うんですけれども。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 現在、ご存じの場所を工事しているわけですが、今後、J Rの横断の部分の手前まで一応計画しております。下流の流速がだいぶ上がっておりますので、既に終わった部分でだいぶ流速が上がって、多少なりとも効果が出てきているということで

ありますので、委員おっしゃるように、ＪＲの下というのも若干課題ではありますが、その下流の流速を上げれば、だいぶよろしくなるのかなということで始まった事業でありますので、あとは、先般もちよつと現場へ行っただけですけども、やはり堆積土等もだいぶ、最近、上流のほうはあるようですから、その辺の対策も別の対策として実施していくことで、今の時点ではその計画でやれるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。

ただ、私、去年６月の初めに住み始めてすぐのときに大雨が降ったら、道路が物すごい形でもって水が上がってきたので、びっくりしたんですけども、それで地元の土地をお持ちの方に聞くと、土砂の関係もあると。つまり、ＪＲの下のところに土砂がたまっていて、あそこ土砂を取れば、うまく流れるんじゃないかと言っていましたから、それに期待しておきます。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） その辺もＪＲと協議しまして、最終的に、上流だけ、今、早くしてしまいますと、今度、下流がということで、バランスを見ながらやらせていただいておりますので、その辺、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ほかに。

議長。

○議長（木内欽市） 大変ご苦労さまです。

あまり質疑はしないほうがいいなと思ったんですが、たまたま今、ＪＲも出だし、トンネルの件ね。これは当初から私はもう理解できなくて、これは決まっちゃったから、今言いませんが、なぜかという、新しい議員もいるので、分かってもらわないとしょうがないんですが、今、トンネルを言いました。

割烹なみ川の80メートルのところにトンネルがあるんですよ。旧海上町のときにやったときに5億円だったんですよ。それで、明智市長のときにトンネルが11億円と出て、明智市長が当時の議長に11億円もかかったではできないわなと、こういう話だったんですよ。それで、もともと蛇園連絡道は飯岡の方々が鹿島へ行くのに、当時200人ぐらいいたんですよ。それが蛇園の狭い道を通るから、渋滞だからということで予定したので、それは大坂を上がって

上へ行く道路だったんですよ。当然、鹿島へ行くのに、上へ行かなきゃ行かないんだから。ところが、いつの間にか、あの田んぼを通して、それが地権者に説明も何もないんですよ。それで、こうなって、それで今度ＪＲのトンネルができれば、トンネルだけで何と18億6,000万円でしょう。これは決まったんですが、とにかく不思議な道路ということを議員の方にご理解いただきたいということなんです。私は反対しましたが、議会を通っちゃったので、これは仕方ない。

これは言えませんが、ただ、1つ、今、誰が見ても不思議なのが、砂がいっぱいありますね、田んぼに。これを今借りて、あの田んぼの砂はＪＲに全く関係ない砂だと思うんですよ、赤い砂で。それで、持っていったと思ったら、また持ってきて、これは誰だって不思議と思うんですよ。ですから、ここにいる方々は聞かれて、あの砂は何だと言われて、知らないと言うのも格好悪いので、私も実は分からないですと言ったら、そんなことも分からないのか、議員がと。小学生だって不思議に思うと言うんですよ。砂を全部持っていったと思ったら、また砂が大量に、約1反10万だから5反歩ぐらい借りてあって、5反に砂がいっぱいになっちゃう。これは単純な質問で、これは何ですか。

○委員長（宮内 保） 木内議長の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、砂のほうでございます。

実は、道路工事をそこかしこで、大きな道路をやっているわけですが、道路工事を実際に実施しますと、大量の砂が発生いたします。かねてより、旭市では、砂の処分と申しますか、置場に苦慮して、ずっとやってきたわけですが、現在も、例えば南堀之内バイパスとか、山を切り開いたりというところで、取りあえず仮置きさせていただいております。

○議長（木内欽市） 理解しました。要するに、予算はここについているけれども、そこに関係ない干潟のほうの砂を持ってきて置いているということですか。はい、分かりました。

ちょっと単純な質問で、私は、トンネルのための工事で予算を組んでいるのに、何で砂がいっぱいになったら、また出ていったり、また持ってきたりと。そういうことですか。はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、8款土木費についての質疑を終わります。

それでは、5款労働費から8款土木費までの担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時33分

再開 午後 4時34分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、9款消防費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部からは、議案第1号、消防本部所管事業の説明を申し上げます。

9款消防費の主な事業について補足説明を申し上げます。

説明資料64ページをお願いいたします。

決算書では269ページ中段、備考欄4、消防車両整備事業です。

この事業につきましては、水槽付消防ポンプ自動車1台及び連絡車（軽自動車）2台の更新整備を行いました。

決算額は5,793万4,000円でございます。財源内訳の地方債は、防災対策事業債3,950万円、一般財源は1,843万4,000円でございます。

事業内容につきましては、海上分署配備の水槽付消防ポンプ自動車1台、5,607万4,040円、飯岡分署と干潟分署の連絡車2台、183万2,600円の更新整備を行いました。その他事務費といたしまして、保険料2万7,350円でございます。

事業効果といたしまして、老朽化により性能の低下した水槽付消防ポンプ自動車を更新したことにより、二輪駆動車両から四輪駆動車両へ、また1,600リットルの水槽を2,000リットルへ仕様を変更したことにより、消防力の機能強化が図られました。

以上で、消防本部所管事業の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、9款消防費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、9款消防費についての質疑を終わります。

続いて、10款教育費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課より、所管の事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の65ページをお願いいたします。

学校給食費の無償化関係でございます。決算書は25ページと281ページになります。

本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策として、小・中学校児童・生徒の学校給食費を10月から3月までの6か月間無償化するとともに、市外の小・中学校等に通う児童・生徒の保護者に給食費相当額の6か月分を市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金として支給したものでございます。

本事業の決算額は301万6,000円で、特定財源の国県支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

事業概要としましては、上段の表は市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金で、市外の小・中学校等へ通学する児童・生徒の保護者に支給したもので、対象の児童・生徒は延べ680人で、合計301万6,150円を支給いたしました。

下段の表は学校給食費無償化に伴う影響額で、無償化した人数は児童・生徒延べ2万6,163人で、給食費免除による歳入の減額は1億1,269万9,740円となりました。

事業効果としましては、小・中学校児童・生徒の学校給食費を6か月間無償化したことで、子育て世帯の経済的負担の軽減が図られたものと考えております。

続きまして、決算に関する説明資料の66ページをお願いいたします。決算書では283ページとなります。

教育の情報化推進事業でございます。

本事業は、児童・生徒が分かる事業の展開を図るため、小・中学校におけるICTを活用した学習環境の整備を進めるものです。令和3年度は、小・中学校ICT支援員を業務委託し、教職員に向けたタブレット端末などのICT機器の利用研修を実施するなど、授業での活用支援を行ったものでございます。

本事業の決算額は8,167万1,000円で、財源内訳は、特定財源の国県支出金は国庫補助金で、公立学校情報機器整備費補助金でございます。

事業内容は表に記載のとおりで、主なものは教職員用及び児童・生徒用のノートパソコン

やサーバーなどの賃借料でございます。

事業効果としましては、全ての児童・生徒へのタブレット端末導入やＩＣＴ機器を効果的に活用しながら、児童・生徒の学力向上を推進するための環境整備が図られたものと考えております。

続きまして、決算資料の67ページ、決算書では291ページになりますが、小学校施設改修事業です。

本事業は、学校施設の経年劣化に伴う改修工事などのほか、新型コロナウイルス感染症対策として、市内15小学校の自動水栓への交換工事やトイレの洋式化、乾式化工事を実施したものでございます。

本事業の総事業費は2億7,484万2,000円で、括弧内の決算額は令和2年度からの繰越明許分で、繰越明許分が1億9,527万1,000円でございます。括弧内の繰越明許分の財源内訳としましては、特定財源の国県支出金は国庫交付金で、学校施設環境改善交付金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。地方債は小学校施設改修事業債でございます。

事業概要といたしまして、下段の表のほうが令和2年度からの繰越明許分で、新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業でございます。主なものは、工事請負費の自動水栓工事費875万6,000円、それとトイレ改修工事が1億7,089万4,900円でございます。

事業効果としましては、教育環境の向上及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止が図られたものと考えております。

続きまして、説明資料の68ページをお願いいたします。決算書では299ページとなります。中学校施設改修事業です。

本事業は、小学校施設改修事業と同様に、学校施設の経年劣化に伴う改修工事などのほか、新型コロナウイルス感染症対策として、中学校のトイレの洋式化、乾式化工事などを実施したものです。

本事業の事業費は9,395万5,000円で、括弧内の決算額は令和2年度からの繰越明許分で5,930万5,000円でございます。括弧内決算額の財源内訳といたしまして、特定財源の国県支出金は、小学校と同様に学校施設環境改善交付金と地方創生臨時交付金でございます。地方債は中学校施設改修事業債でございます。こちらは、下段の表が令和2年度からの繰越明許分でございます。新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業でございます。主なものは、工事請負費の自動水栓交換工事316万8,000円とトイレ改修工事3,716万2,400円など

でございます。

事業効果としましては、教育環境の向上及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止が図られたものと考えております。

以上で、教育総務課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 一般会計決算のうち、生涯学習課所管の主要事業についてご説明を申し上げます。

初めに、文化振興事業についてご説明いたします。

決算に関する説明資料の69ページをお願いいたします。決算書は313ページから315ページになります。

文化振興事業は、市民の文化意識の高揚を図るため、各種文化事業を開催したもので、新型コロナウイルス感染症の影響により、市主催事業は、予定していただきました9事業のうち4事業のみの実施となりました。

決算額は967万3,000円になります。財源の内訳は、特定財源の地域振興基金繰入金が138万4,000円、入場料収入が109万200円になります。一般財源は719万900円になります。

実施いたしました4事業の公演費は、旭市文化祭が70万6,960円、NHK公開番組「新・BS日本のうた」が90万8,592円、あさひ寄席が287万3,840円、スプリングコンサートが84万3,092円で、合計533万2,484円になります。

続きまして、社会教育施設再編事業についてご説明いたします。

決算に関する説明資料の70ページをお願いいたします。決算書は341ページになります。

決算額は2億1,663万6,000円になります。財源の内訳は、特定財源の地方債が1億8,100万円、一般財源が3,563万6,000円になります。

事業内容につきましては、旭第二市民会館の大規模改修工事でありまして、旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画により、建築後50年以上が経過した市民会館と青年の家の受皿となる施設として整備したものでございます。また、令和2年度からの繰越事業は、県立東部図書館内に旭市図書館を令和3年7月に開館するための費用でございます。

今後も、生涯学習施設の利用者に安全で快適に利用いただけますよう、施設管理に努めてまいります。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） それでは、体育振興課より、所管事業の補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料71ページをお願いいたします。決算書は351ページになります。

社会体育施設改修事業についてであります。

決算額は2,065万8,000円で、財源内訳の地方債1,020万円は社会体育施設改修事業債で、一般財源は1,045万8,000円であります。

事業内容をごらんください。

こちらは全て総合体育館に関するもので、平成9年度に供用を開始して以来、老朽化により改修が必要になっていた控室や会議室、ロッカールームの空調、これはエアコンです。の改修や、控室の送風機の改修、それから真空式温水ヒーター、これはボイラーになります。の更新を実施しました。

本事業により、体育施設の快適な利用を確保するとともに、災害時における指定避難所としての機能維持・強化を図りました。

続きまして、決算に関する説明資料72ページをお願いします。決算書は353ページです。

サッカー場整備事業についてであります。

こちらは、飯岡中学校の跡地を活用して、人工芝のサッカー場を整備することにより、サッカー、フットサルの利用に限らず、軽スポーツなど多目的に利用できる施設として、さらには、スポーツを通して地域のにぎわいや交流の場を創出することを目的に整備を進めております。

決算額は2億2,570万2,000円で、財源は地方債の1億7,540万円、こちらは社会体育施設整備事業債で、その他5,025万4,000円は特定財源です。内訳は、ふるさと応援基金繰入金1,185万4,000円、スポーツ振興くじ助成金が3,840万円、一般財源が4万8,000円となります。

事業内容をごらんください。

3段目の工事請負費が合わせて2億1,546万1,000円です。内訳は、サッカー場整備工事が前払金と出来高支払で合わせまして1億8,268万1,000円です。それから、旧部室棟を再利用する管理棟改修工事が前払金2,288万円、駐車場整備工事、こちらが990万円です。

備品購入費をごらんください。

こちらは合わせて1,001万8,465円です。内容は、防犯カメラやスポーツトラクター、倉庫、その他施設管理やサッカー用の備品を購入しました。

なお、コロナの影響により資材等の調達の遅延が発生したため、サッカー場整備工事及び

管理棟改修工事、それから外構整備工事については、令和4年度へ繰越しを行いました、本年8月末に工事を完了しております。

以上で、体育振興課の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、10款教育費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） すみません。72ページのサッカー場整備事業について教えてください。

備品購入費のスポーツトラクターとあるんですけども、人工芝なのにトラクターを何に使うのかという素朴な疑問なんですけれども、すみません。400万円もするので、使用用途を教えてくださいと思います。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） こちらトラクターなんですけれども、人工芝があって、下にゴムチップが入っております。使っているうちにゴムチップが動いたり、あるいは砂やごみ等も入ってきます。そちらのゴムチップをきれいにならしたり、ごみ等を吸い上げたり、そういったものに使います。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 説明書の66ページ、ICT関係です。

教育の情報化推進事業に関する件ですけれども、小・中学校のICT支援員というのは何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

2点目、学習用モバイルルーターを、LANシステム、環境が整っていない家族に貸与したと思うんですけども、何世帯、何件くらい貸出しをしたのかということです。

それから、3点目ですけれども、支援事業の内容、特に先生方の研修を行ったというふうに思うんですけども、まず小学校では教科指導でどういう研修を行ったのか、中学校の教科指導はどのような研修か、小・中に分けてICT研修の内容をお願いしたいと思います。で、十分であったかどうか。あわせて、令和4年度、今年度以降の先生方に対してのICT研修並びに生徒に対してのICT授業の推進、この辺の考えがもしあれば、お答えいただければ

と思います。

ざっくり申しましたけれども、よろしいでしょうか。お願いします。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、ICT支援員でございますが、こちらは4人の方に対応していただいております。4人の方が全小・中学校へ、スケジュールを組んで対応しているというところでございます。

モバイルルーターの貸与の件数ですが、ちょっとお待ちください。モバイルルーターにつきましては、インターネット環境がない世帯の児童57人、生徒147人に貸与をしてございます。

（発言する人あり）

○教育総務課長（向後 稔） 生徒147人です。

それと、研修でございますが、それぞれICTに関する研修はしてございます。小学校、中学校それぞれ具体的にということでございます。その内容につきまして、学校のことでありますので、学校教育指導室長よりご答弁申し上げます。

○学校教育指導室長（齊藤 実） それでは、学校での昨年度の研修について報告させていただきます。

小学校、中学校ともに、ICTの活用能力、リテラシーに個人差が非常にありましたので、学校でICT支援員を呼んで、その学校に必要な支援を行ってもらいました。基本的な機械の操作の仕方や写真の取り込み方とか、授業にどうやってタブレットを生かしていくかなど様々で、それぞれの学校で計画を立てて派遣をしていたところです。

それから、本年度の主な取組としては、ICT授業マイスター、こういったものを各学校から1人育成して、その方に専門的な知識を得ていただき、校内のICTの教育環境のリーダー的存在となって、授業にタブレット等ICT機器を取り入れて研究を進めていってもらう。そういった形で各学校の情報能力を高めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） そうしますと、昨年度までは、機器操作あるいは各学校の実態に応じた先生方のリクエストにお応えする形での、例えばアプリの操作ですとか、そういったところ

で、教科指導の中でのいわゆる指導法に関する活用ですとか、あるいは学力向上に関わる I C T 授業推進、本来の目的までとはいっていないというふうに理解してよろしいですか。

○委員長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、学校教育指導室長のほうで答弁します。

○委員長（宮内 保） 名前が分からないから、いいですよ。どうぞ。

○学校教育指導室長（齊藤 実） 学校教育指導室の齊藤と申します。

教科指導につきましては、先ほど申しました I C T 授業マイスターが、それぞれこの 1 年間研究を進める教科を決めています。例えば、小学校の国語、中学校の数学というように各学校から 1 名、教科を専門的にやる方が決まっていますので、その方が担当する学年等の教科で専門的に、どうやってタブレット等を取り組んで授業を進めていくか、市の指導主事も一緒に研究を進めていって、指導力向上をする。こういった目標を持って、今年度取り組んでおります。

それから、学力向上については、去年から取り組んだところですので、これをどうやって生かすことで学力が向上するかは、今年、また来年ということで、少しずつ進めていく予定になっております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 分かりました。

それでは、今年度末には I C T の授業マイスターを中心に取り組んだ、例えば各小学校、中学校、市内 20 校の成果と課題的なものがある程度まとめられると。それを受けて、次年度に本事業を一層また推進していくというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育指導室長。

○学校教育指導室長（齊藤 実） 今、伊場委員におっしゃっていただいたように、年度末にこの成果をまとめて、まず授業の様子などをそれぞれの学校の職員が視聴できるような環境を整えます。例えば、中学校の数学の教員が授業マイスターの授業を見て、このように使うのかとか、あるいは自分だったらもう少しこうしたほうがいいんじゃないかとか、考えていただき、先生方の指導力向上をしていく予定でございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也）　ありがとうございました。

時代の流れに沿って必須課題だと思いますので、市教委としても、市内の先生方のスキルアップに向けて一層のご支援、ご協力をいただければと、かように思いますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○委員長（宮内　保）　議案の審査は途中ですが、本日の審査はこれにて終了いたします。

なお、本委員会は明日午前10時より議会委員会室にて開催いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後　5時　0分